

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月28日

【事業年度】 第3期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 インヴァスト株式会社

【英訳名】 INW Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川路 猛

【本店の所在の場所】 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号

【電話番号】 03-6858-7105 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門担当 大村 祐一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号

【電話番号】 03-6858-7105 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門担当 大村 祐一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益 (百万円)	4,379	5,158	6,005
純営業収益 (百万円)	4,227	4,981	5,582
経常利益 (百万円)	148	1,047	381
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	60	808	199
包括利益 (百万円)	207	1,154	320
純資産額 (百万円)	10,726	11,666	11,734
総資産額 (百万円)	112,132	125,409	122,278
1株当たり純資産額 (円)	1,824.52	1,983.92	1,995.38
1株当たり当期純利益 (円)	10.29	137.54	33.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	137.07	33.76
自己資本比率 (%)	9.6	9.3	9.6
自己資本利益率 (%)	0.6	7.2	1.7
株価収益率 (倍)	69.4	6.6	22.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	621	2,404	△976
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△123	△815	34
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,612	3,841	△2,688
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	5,835	11,375	8,217
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	89 (17)	114 (13)	137 (12)

- (注) 1. 営業収益より金融費用を控除したものを純営業収益として計上しております。
2. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2020年10月1日設立のため、それ以前に係る記載はしていません。
4. 第1期連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となったインヴァスト証券株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益	(百万円)	652	588	701
経常利益	(百万円)	456	96	169
当期純利益	(百万円)	457	95	168
資本金	(百万円)	500	500	500
発行済株式総数	(株)	5,876,331	5,876,331	5,876,331
純資産額	(百万円)	11,096	10,979	10,895
総資産額	(百万円)	11,177	11,057	10,965
1株当たり純資産額	(円)	1,887.58	1,866.87	1,852.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	19 (-)	42 (18)	38 (19)
1株当たり当期純利益	(円)	77.77	16.28	28.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	16.23	28.58
自己資本比率	(%)	99.2	99.2	99.3
自己資本利益率	(%)	4.2	0.9	1.5
株価収益率	(倍)	9.1	56.4	26.4
配当性向	(%)	24.4	257.9	132.5
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	(人)	- (-)	15 (-)	17 (-)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	- (-)	128.3 (144.3)	112.2 (131.8)
最高株価	(円)	765	1,040	920
最低株価	(円)	660	700	751

- (注) 1. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2020年10月1日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。
3. 第1期は、2020年10月1日から2021年3月31日までの6ヶ月間になっております。
4. 第1期の株主総利回りは、2020年10月1日に単独株式移転により設立されたため、記載しておりません。また、第2期の株主総利回りは、2020年10月1日の始値を基準に算定しております。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2 【沿革】

年 月	概 要
2020年10月	インヴァスト証券株式会社が単独株式移転により当社を設立し、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2021年 7月	キプロス共和国に現地法人Invast Global (CY) Ltd. を設立（当社孫会社）
2021年10月	キプロス共和国に現地法人Inavast Financial Services (EU) Ltd. を設立（当社孫会社）
2022年 4月	東京証券取引所の新市場区分に従い、東京証券取引所スタンダード市場へ移行
2022年12月	株式会社アルカドを設立（当社子会社）
2023年 4月	イギリスに現地法人Invast Financial Services (UK) Limited. を設立（当社孫会社）

また、当社の完全子会社となったインヴァスト証券株式会社の沿革は以下のとおりであります。

(参考：2020年9月までのインヴァスト証券株式会社の沿革)

年 月	概 要
1960年8月	丸起証券株式会社を資本金50,000千円で設立
1960年9月	証券取引法に基づく証券業者としての登録
1960年11月	(社)大阪証券業協会に加入
1967年8月	阪堺証券株式会社及び中嘉証券株式会社の営業権を譲受
1968年4月	改正証券取引法に基づく証券業の第1号、第2号及び第4号免許を取得
1973年7月	(社)日本証券業協会に加入
1986年7月	大阪証券取引所正会員資格取得
1988年3月	改正証券取引法に基づく証券業の第3号免許を取得
1996年3月	丸起証券株式会社から「こうべ証券株式会社」へ商号変更
1998年5月	東京証券取引所正会員資格取得
1998年11月	日本投資者保護基金に加入
1998年12月	改正証券取引法に基づく証券取引法第28条の証券業の登録
2004年12月	株式会社ジャスダック証券取引所取引資格取得
2005年6月	こうべ証券株式会社から「K O B E証券株式会社」へ商号変更
2006年1月	株式会社名古屋証券取引所総合取引資格取得
2006年3月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に株式を上場
2007年4月	K O B E証券株式会社から「インヴァスト証券株式会社」へ商号変更
	本店所在地を大阪府大阪市から東京都港区に変更
2007年9月	金融先物取引法に基づく金融先物取引業の登録 株式会社東京金融取引所の会員加入、(社)金融先物取引業協会に加入 金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録
2007年10月	三貴商事株式会社が運営するオンライン事業の一部を吸収分割により承継、オンライン事業を開始
2009年7月	ばんせい山丸証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業(くりっく365)を吸収分割により承継
2009年8月	対面証券事業をばんせい山丸証券株式会社に吸収分割により譲渡
2009年12月	ばんせい山丸証券株式会社の店頭為替証拠金取引事業を吸収分割により承継
2010年3月	商品取引受託業務に係る事業(COMパス)をドットコモディティ株式会社に吸収分割により譲渡
2010年10月	大阪証券取引所「ヘラクレス」とJASDAQとの統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2010年11月	株式会社東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)資格取得
2011年11月	選択型FX自動売買サービス「シストレ24」の開始
2012年11月	スター為替証拠金株式会社の店頭為替証拠金取引事業を吸収分割により承継
2012年12月	スター為替証拠金株式会社の取引所為替証拠金取引事業(くりっく365)、取引株価指数証拠金取引事業(くりっく株365)を吸収分割により承継
2012年12月	三田証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業(くりっく365)を吸収分割により承継
2013年2月	オーストラリアに現地法人Invast Financial Services Pty Ltd.を設立
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2013年8月	投資助言・代理業の登録
2013年9月	一般社団法人日本投資顧問業協会に加入
2014年3月	株式会社サイバーエージェントFXの取引所為替証拠金取引事業(くりっく365)を吸収分割により承継
2014年3月	裁量型FX自動売買サービス「トライオートFX」の開始
2016年4月	ETF特化型証拠金取引「トライオートETF」のサービス開始
2017年7月	積立投資サービス「マネーハッチ」の開始
2018年7月	光陽ファイナンス株式会社の株式を取得、連結子会社化
2018年10月	光陽ファイナンス株式会社からインヴァストキャピタルマネジメント株式会社に商号変更
2020年2月	本店所在地を東京都港区から東京都中央区に変更
2020年8月	株式会社東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引事業(くりっく株365)を岡三オンライン証券株式会社に吸収分割により譲渡
2020年8月	店頭為替証拠金取引「FX24」のサービス終了(「トライオートFX」にサービス統合)
2020年9月	持株会社体制への移行に伴う完全親会社インヴァスト株式会社設立および同社の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)へのテクニカル上場(2020年10月1日付)により上場廃止

3 【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当社グループは、当社及び連結子会社6社により構成されており、外国為替証拠金取引事業を主たる業務としております。当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

次の2部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 国内金融事業……当社及び国内連結子会社です。当社は純粋持株会社であり、子会社のインヴァスト証券株式会社は、取引所FX、店頭FX／CFD事業を行っております。

また、当社は株式会社アルカドを当連結会計年度に設立しておりますが、事業を開始していません。

なお、インヴァストキャピタルマネジメント株式会社は、貸金業（不動産業者向けファイナンス、中小企業向け事業資金ファイナンス等）を行っていましたが、2023年4月に事業を廃止しております。

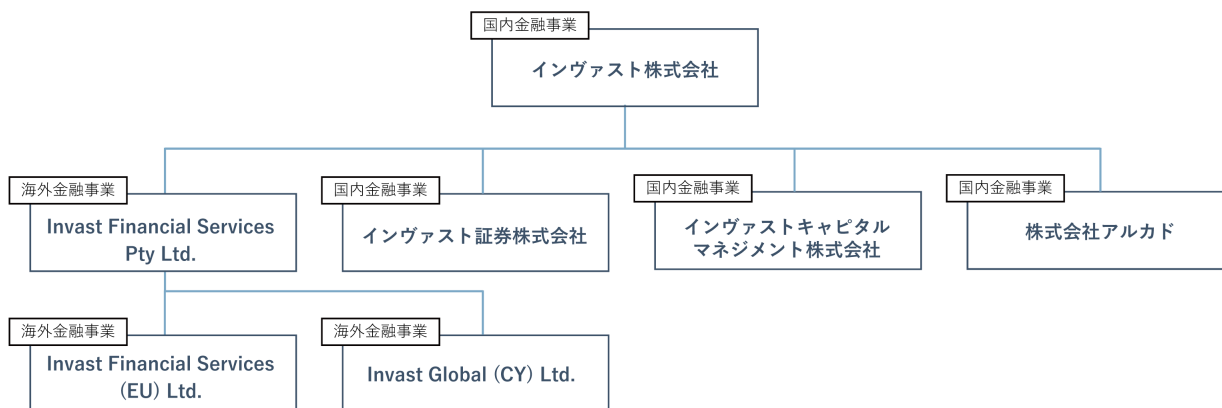
(2) 海外金融事業……Invast Financial Services Pty Ltd. が店頭FX／CFD及び証券取引を行っております。

Invast Financial Services (EU) Ltd. 及びInvast Global (CY) Ltd. は事業を開始していません。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

「事業系統図」

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) インヴァスト証券株式会社 (注) 3、4	東京都中央区	3,000百万円	国内金融事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
Invast Financial Services Pty Ltd. (注) 3、4	オーストラリア シドニー	1,000万豪ドル	海外金融事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
インヴァストキャピタルマネジメント株式会社 (注) 3、4	東京都中央区	190百万円	国内金融事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
Invast Global (CY) Ltd. (注) 3	キプロス リマソール	25万ユーロ	海外金融事業	100.0 (100.0)	—
Invast Financial Services (EU) Ltd. (注) 3	キプロス リマソール	5万ユーロ	海外金融事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり。
株式会社アルカド (注) 3	東京都中央区	30百万円	国内金融事業	100.0	役員の兼任あり。

- (注) 1. 上記子会社は、有価証券届出書または有価証券報告書を提出していません。
 2. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 3. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。
 4. 特定子会社に該当しております。
 5. インヴァスト証券株式会社及びInvast Financial Services Pty Ltd.は、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	インヴァスト証券株式会社	(1) 営業収益	3,322百万円
		(2) 経常利益	149百万円
		(3) 当期純利益	97百万円
		(4) 純資産額	7,994百万円
		(5) 総資産額	104,347百万円
主要な損益情報等	Invast Financial Services Pty Ltd.	(1) 営業収益	2,890百万円
		(2) 経常利益	414百万円
		(3) 当期純利益	288百万円
		(4) 純資産額	1,405百万円
		(5) 総資産額	18,025百万円

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状態

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
国内金融事業	77 (5)
海外金融事業	60 (7)
合計	137 (12)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状態

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状態

該当事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、投資家の皆様に「誠実」な金融サービスをご提供し、常にお客様の立場で物事を考え、お客様に「驚きと感動」を感じて頂けるようなサービスをご提供する事を目指しております。

さらには、お客様が楽しく、安心してお取引頂く事により、私達が生活する社会の発展に寄与すると共に、当社でお取引頂くお客様、お取引先の方々、また当社役職員とその家族、当社に関係する皆様の幸せを実現したいと考えております。このような経営方針を当社グループの事業展開において徹底する事を目的に、当社グループ全役職員が共有する基本的な価値観や文化、存在意義や目指す姿を、Mission、Vision(ミッション、ビジョン)として定めております。

M i s s i o n : 存在する目的

世界をもっと、良い場所にする

私達のミッションは、私達が暮らすこの世界を、「もっと良い場所」にする事です。私達の考える「もっと良い場所」とは、本当に必要としている人が、必要としているサポートを受けられる世の中です。一生懸命、真面目に働いている人は、ちゃんと豊かになれる世の中です。優秀で、意欲のある学生が、お金を理由に未来の選択肢を諦めなくても良い世の中です。どんな人でも、幸せになる為の資産形成が出来る世の中です。それも、寄付や善意に頼る従来のスキームではなく、経済活動の結果として、必要な人に必要なお金が届く世の中です。

私達のミッションは、世界中の人々が、それぞれに思い描く人生設計において、金融面の課題を解決するソリューションを生み出す事、挑戦する人をサポートし、より多くの人々が、人生を豊かにする為のチャンスをつかむお手伝いをする事です。

金融という側面から、世界中の人々の幸せを通じて、より良い世界の構築に、貢献して行きたいと考えています。

V i s i o n : 目指す姿

2025年までに全世界で1,000万人の利用者を持つ金融ソリューションを生み出す

私達は、世界中の人々の金融面における課題を解決するソリューションを提供し、人々の幸せを通じて「世界をもっと、良い場所にする」事を目的に働いています。ですから私達は、資産運用からスタートし、育児や教育、就職や結婚、資産形成など、世界中の人々の人生における様々な分野で、金融面の課題を解決するソリューションの創造を目指します。そして、より多くの人々の課題を解決する事を目的としている私達は、私達が提供する金融ソリューションの利用者数を増やしていく事、そして、売上に代表される事業規模を拡大していく事を重視します。

その為に、私達は金融という側面から、進化するテクノロジーに挑戦し、これまでの常識や慣例を疑い、顧客利便性や顧客価値を高める革新をリードし続けることを目指します。

私達は、全世界から集まった優秀な人材が、日々、本物のプロフェッショナルとしての責任を果たし、ビジョン達成の為に議論し、決断を下し、実行に移す、世界中に顧客を持つグローバル企業になります。

その第一歩として、2025年までに全世界で1,000万人の利用者を持つ金融ソリューションを生み出します。

(2) 経営環境及び経営戦略等

当社グループの経営戦略は、「誠実」かつ「透明性」の高い、「自分が使いたくなるサービス」、「家族に勧めたくなるサービス」の開発、提供という考えに基づき、FX事業を中心とした高付加価値サービスの提供による差別化戦略を基礎としております。また、長期的な成長の源泉となり得る新しい金融サービスの開発に努め、当社グループの収益基盤の柱として育成していきたいと考えております。

また、変化する顧客ニーズに対応し、様々な人々のお金に関する課題解決を軸とした複数の金融ソリューションを新規事業として立ち上げてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、収益の源泉であり、「お客様からの信頼の証」である顧客口座数、預り証拠金に加え、グループ全体の事業活動の成果を示す連結経常利益を重要視しております。

また、企業価値の向上を目指し、株主資本を有効活用することが重要であるという認識のもと、株主資本利益率(ROE)を重要な経営指標として位置づけております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの主力サービスである外国為替証拠金取引は、外国為替市場や株式市場等の市況、その他国内外の経済環境等に大きく左右される傾向にあることから、相場に左右されない収益源の多様化、拡大が重要な課題であると認識しており、以下の課題に取り組んでまいります。

① 国内金融事業の持続的成長

国内金融事業においては、テクノロジーを活用した独自の自動売買ソリューションや、顧客の運用成績向上に資する高付加価値サービスの開発等、当社グループの強みを最大限に発揮し、さらなる事業基盤の拡大を目指してまいります。

具体的には、子会社インベスト証券において、主力サービスである「トライオート」事業の収益力強化や顧客の利便性向上のための取組みを通じて、安定的な収益を確保すると同時に、昨年リリースの新サービス「マイメイト」において、アセットクラスの追加や機能改善等により、サービスの早期主力化を目指します。

② 海外金融事業の持続的成長

海外金融事業においては、近年の資本規制強化により、多くの大手投資銀行が撤退しているプライムブローカレッジ市場を主ターゲットに置き、商品開発、セールスを強化し、トップクラスのグローバルマーケットプレイヤーを目指します。

現在、子会社Invast Financial Services Pty Ltd.を中心に、オーストラリアや欧州を中心にサービスを展開しておりますが、今年4月には英国に新会社を設立する等、新たな地域への進出等により海外事業展開を加速させてまいります。

③ システムの安定稼働、開発力強化

当社グループの事業にとって、システムの安定稼働は重要な課題のひとつであり、増加する取引量への対応、顧客利便性の向上等に対応した継続的なシステムの改良・増強を図るほか、災害等の有事に備えた体制の整備に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保

当社グループは、持続的な成長の基盤となる優秀な人材の確保と人材育成が重要な課題であると考えております。今後のさらなるグローバル展開を見据え、海外を含めた広い視野での採用活動を通じて、多様な人材の確保を進めてまいります。

⑤ リスク管理態勢の強化

当社グループのビジョン達成のための事業戦略の一環として、グローバルなサービス展開は必要不可欠です。国内市場のみならず、グローバルマーケットを含めた販路拡大を進める中で、直面するリスクに適時適切に対処するため、グループで首尾一貫したガバナンス態勢の強化に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループの現在の主力事業であるデリバティブ取引は、価格形成とリスクヘッジ機能を通じて、企業や投資家にとってリスク管理の手段を提供しているものの、それ自体が与える環境への直接的な影響は限定的であると考えております。

そのうえで、当社グループは、「世界をもっと、良い場所にする。」をミッションに掲げ、FX/CFD以外の領域において、人々のお金に関する課題解決に価値のあるサービスを提供することを目指しており、気候変動を含む環境、その他の社会課題を経営のテーマと位置付けております。したがって、自社の取引や事業投資においても、環境、社会、ガバナンスの要素を考慮することが必要であるため、重要な事項の意思決定にあたっては、経営会議において協議と検討が行われております。

取締役会は、サステナビリティ全般に関するリスクと機会の監督に対する責任と権限を有しており、経営会議での協議内容をモニタリングすることで、当社グループのサステナビリティに関するリスクと機会への対応方針などを審議・監督しております。

(2) 戦略

当社グループは、優秀な人材の確保と人材育成が持続的な成長の基盤であると考え、それらの人材がそれぞれの条件下で、自らが意思により能力を発揮できる環境を整備することが重要であると位置づけております。

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

人材育成方針

当社グループは、持続的な成長の基盤となる優秀な人材の確保と人材育成が重要であるとの認識のもと、獲得した人材が必要なスキルを身につけて能力を最大化できるよう、各ポジションや役職毎に求められる能力・専門知識の習得を目的とした研修への参加促進や資格取得の支援を行っております。

また、当社グループのミッションを達成するための具体的な行動指針をバリューとして明文化すること等により、挑戦する姿勢そのものを称える企業文化の醸成を目指しております。さらに、会社のミッションと社員目標とのつながりを明確化し、達成への貢献度に応じて、キャリアプランや報酬等の処遇に反映できるよう人事制度を構築しております。

社内環境整備方針

当社グループにおいて海外金融事業の従業員が占める割合は43.8%を占めており、海外金融事業のほとんど全てが非日本国籍となっております。

当社グループは、多様性を尊重する企業文化のもと、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮できる制度や職場環境を整備し、ワークライフ・バランスの推進と自律的なキャリア形成支援により、従業員が意欲をもって活躍する活力のある組織の構築を推進していくとともに、優秀な人材を確保するため、即戦力となる中途採用を積極的に行っております。具体的には以下の環境を整備しております。

①キャリア採用や外国人の比率・定着・能力発揮のモニタリング

イノベーションの創出やグローバル展開の加速に向けて、女性活躍を促すことに加え、多様な知識・経験を持ったキャリア採用を行い、その際、登用すべきポジションや役職のレベルについても、その能力が最も発揮されるよう検討を行っております。

②ダイバーシティの推進

当社グループでは、性別や年齢、国籍に関わらず、多様化する価値観等の違いを尊重し、個々の能力を最大限に発揮できるようダイバーシティ経営を推進しており、グローバルな事業展開を加速させるため、国内金融部門、海外金融部門間のインターンの受け入れやグループ間異動など、人材交流を行っております。

また、従業員のエンゲージメント、ウェルビーイング、従業員の定着率を向上させるため、ワークライフ・バランスを整えながら、従業員一人ひとりが働きがいを持って能力を十分に発揮できる仕組みづくりと、安心して働き続けることができる職場環境、時間や場所にとらわれない働き方ができる環境の整備に努めてまいります。

具体的には、国内金融事業部門において、以下を整備しております。

①副業、リモートワーク等の多様な働き方の推進

当社グループは、子育てや介護等々の個別事情を配慮し、時短勤務やフレックス制度に加えて、リモートワーク制度を導入しております。また、人材育成、新たな知識・情報、人脈の獲得等によるイノベーション創出等を目的とし、副業を解禁しています。

②健康経営の推進

社員の健康状態を把握し、継続的に改善する取組みを個人と組織のパフォーマンスの向上を目的とした重要な投資と捉え、年に1回の健康診断を実施しております。なお、満35歳以上の社員については、全額会社負担にて、人間ドックの受診を可能としています。

③オフィスカジュアルの推進

当社グループは、社員一人ひとりが働きやすいと感じる職場環境づくりと、地球環境を意識した取組みの一環として、通年ノーネクタイによるオフィスカジュアル、ビジネスカジュアルを推奨しています。

④社内コミュニケーション推進

社員の能力を最大限に発揮し、イノベーションを起こすためには、社員の意欲を高めるオフィス環境が重要であるとの認識のもと、社員のコミュニケーションを促進するため、座席のフリーアドレス化や社内グループウェア・SNSでの情報発信、共有等を行っております。

リスク管理

当社グループは、組織の目的達成に影響を及ぼす、あるいはそれを阻害する、ないしは戦略の遂行を妨げる要因として、市場リスク、信用リスク、流動性リスクのほか、気候変動に起因する移行リスク及び物理的リスクを含めて総合的に評価を行うこととしております。

当社は、事業子会社の代表取締役を通じて、事業の特性にあったリスク管理体制の構築を推進するとともに、非財務情報を含めたレポート、モニタリングによって事業会社を含めたリスク管理を行っております。

今後も定期的にシナリオ分析を実施し、統合的リスク管理の枠組みにおいて、当該リスクを管理する体制の構築に努めてまいります。また、人材の確保に関するリスクの内容については「3 事業等のリスク12. 人材の確保について」をご参照ください。

指標及び目標

当社グループでは、上記「(2)戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に基づき、連結グループに属する各事業会社においても、具体的な取組みが行われ、関連する指標のデータが管理されているものの、各社の状況や特性に応じて、優先すべき事項が異なる状況にあるため、連結グループにおける記載が困難であります。

このため、次の指標に関する目標及び実績は、提出会社のものを記載しております。

なお、提出会社は純粋持株会社であり、少数での運営を行っております。そのため、管理職は取締役又は取締役と一体的な立場と評価できる者と定義していることから、目標値の設定はしておりませんが、それとは別途、業務を指揮する者及び専門職を準管理職としております。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
準管理職に占める女性労働者の割合	30%以上を維持	66.7%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 当社の事業内容及び事業環境に係るリスク

当社グループは主たる事業として、外国為替証拠金取引（FX取引）に係るサービスを提供していることから、収益は外国為替市場の影響を大きく受け、取引量は外国為替市場の変動率（ボラティリティ）に大きく左右される傾向があります。

外国為替市場の変動率が高まれば取引は活発に、変動率が低ければ取引は減少傾向となることから、ボラティリティが低い相場が継続する等の市況環境によっては、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応については、FX取引以外の投資アセットクラスの拡充や、FX取引と異なる収益構造をもつ事業領域への進出等、収益の多様化が重要であるとの認識のもと、より幅広いお客様に利用いただける商品・サービスの開発、提供に努めてまいります。

2. 競合について

当社グループが行う金融商品取引業は、証券、銀行、保険という垣根を越えた競争が激化しつつあり、各社はそれぞれの特徴を出した顧客の獲得、サービスの向上、取扱商品の多様化を推し進めております。

このような環境下において、当社グループの差別化戦略が競合他社の戦略と比べて劣る等の場合においては、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があり、このようなリスクは常態的に発生する可能性がありますと考えられます。

当該リスクへの対応については、当社グループの強みを最大限に発揮した独自の自動売買ソリューションの提供や、顧客の運用成績向上に資する高付加価値サービスの開発等に注力し、商品・サービスの開発・改善を継続的にを行うことにより、競争力の維持に努めてまいります。

3. 信用リスク

① 顧客に係る信用リスク

当社グループが提供する外国為替証拠金取引及びCFD取引は、顧客から受け入れた証拠金を担保としたレバレッジ取引です。当社グループは、ロスカット制度により、顧客に損失が発生した場合でも受け入れた証拠金の範囲内に損失額が収まるように努めておりますが、為替相場の大きな変動等により、受け入れた証拠金を超える損失が顧客に発生する可能性があります。これにより、当社グループの顧客に対する債権の全部又は一部が回収できなかった場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応については、顧客の取引口座開設時等において、投資の知識・経験等の顧客属性を適正に管理する等の与信リスク管理を行っております。

また、当社の子会社（インヴァストキャピタルマネジメント株式会社）が営む貸金業においては、融資先の倒産や経営悪化等の要因によって、予期できない延滞・貸倒れ等が発生することがあり、これにより、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該融資については、取引先を法人に限定して取引時の審査を厳格に行うとともに、リスクが顕在化した場合の債権保全策を講じたうえで実行しております。融資後も継続的に与信管理を行っており、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。

② 信託保全に係るリスク

当社の子会社（インヴァスト証券株式会社）は、取引所FX取引における顧客からの預り資産については取引所に直接差入れる方法により、また、店頭FX/CFD取引における顧客からの預り資産については株式会社三井住友銀行で、信託保全を行っております。しかしながら、何らかの事由により、金融商品取引法等が要請する管理の方法に抵触する事態が生じた場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. カバー取引に係るリスク

当社グループが提供する、店頭FX/CFD取引は、顧客と当社グループによる相対取引であります。顧客に対する当社グループのポジションのリスクをヘッジするため、海外の金融機関(カウンターパーティ)等と契約を締結し、顧客との売買取引により発生した当社グループのポジションについて、カバー取引を行うことで、リスクを回避しております。しかしながら、想定外の事象が発生し、当社グループがカバー取引を行うまでの間に、為替相場やETF価格が大きく変動する等の場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、より安定的な取引環境を提供するカウンターパーティを選択して契約を締結しておりますが、カウンターパーティのシステム障害の発生等の理由により取引不能となった場合は、当社グループが価格変動等のリスクを負うこととなります。また、当社グループが契約しているすべてのカウンターパーティが取引停止状態となった場合は、当社グループは顧客との取引を停止する可能性があります。

5. 日本国内の法的規制について

① 金融商品取引業について

当社の子会社(インヴァスト証券株式会社)は、金融商品取引業を営むにあたり、金融商品取引法第29条に基づく「金融商品取引業」の登録を受けるとともに、自主規制機関である日本証券業協会、金融先物取引業協会及び日本投資顧問業協会に加入しているほか、東京金融取引所の取引参加者となっております。

子会社はこれらの法令並びに各協会、取引所が定める諸規則に従って事業活動を行い、継続的なコンプライアンス体制の見直しに努めておりますが、何らかの事由によりこれらの法令諸規則等に抵触する事態が発生し、行政処分等を受けた場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の保護について

2005年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されましたが、当社グループは、個人情報の保護は、信用を基礎とする金融商品取引業者に求められる重要な責務と認識し、顧客情報等の書類及び法定帳簿の具体的な管理方法や顧客データへのアクセス制限・使用方法を社内規程として策定し、個人情報管理の周知徹底を図っております。しかしながら、何らかの要因により当社グループ又は外部委託先から顧客情報が漏洩した場合には、信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 貸金業について

当社の子会社(インヴァストキャピタルマネジメント株式会社)が営む貸金業は、「貸金業法」等の適用を受けております。子会社は、「貸金業法」に基づく貸金業登録により、各種の業務規制を受けているほか、金融庁が定める「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び日本貸金業協会が定める「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の適用もを受けております。

子会社は法令等の遵守を徹底しており、現時点において法令等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により子会社並びに子会社の役員及び従業員が法令等に抵触した場合、業務の全部若しくは一部の停止が命ぜられ、又は登録が取消され、当社グループの事業活動に支障を来すとともに、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の法律改正等による業務規制の変更等で業務が制限された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ その他の関係法令等について

当社グループは、上記の各種法令諸規則のほか、「金融商品の販売等に関する法律」その他の規制を受けております。当社グループはかかる法令諸規則等の遵守に努めておりますが、当社グループ及び当社グループの役員員において、何らかの事由により、これらの法令諸規則等に違反する事実が発生した場合には、当社グループの風評、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして、社内規程の整備や役員及び従業員への啓蒙活動を通じて、その強化に取り組んでまいります。

6. 内部管理体制について

当社グループはこれまで企業規模に応じた内部管理体制の強化に努めてまいりました。今後におきましても、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備を含めた内部管理体制の一層の充実に努めてまいります。適切かつ十分な内部管理体制が整備できなかった場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. システムについて

① システム障害について

当社グループが業務を行う上で、ITシステムは必要不可欠なものであり、そのため、システムの改善、サーバーの増強、信頼性の高いデータセンターの利用等システムの安定稼働に努めております。

しかしながら、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウイルス、サイバーテロのほか、災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。当社グループではシステム障害の発生に備え、システムのバックアップや回線の二重化等の体制を整えております。

しかし、何らかの障害が発生し、顧客取引の処理を適切に行えない場合等には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② システム開発等について

当社グループは、各種のオンラインサービスを展開するにあたり、新たなサービス並びに商品の提供、又は顧客利便性の向上による競争力強化のためには、継続的なシステムの開発及び改良等が不可欠であると認識しております。特に、当社が提供するトレーディングAIによるFX取引サービス「マイメイト」は、原則として、その基幹システムを内製開発・自社保有しております。システムのリリース前には入念に品質チェック等を行うことにより、システムの品質管理に努めておりますが、システム開発が計画どおりに進捗しなかった場合、システム投資の額が想定を超えて多額になった場合及び当初予想していたとおりの投資効果が得られない場合、また、システムの不具合、処理能力不足、通信回線の障害等が発生した場合、当社グループの経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

③ 外部委託先について

当社グループは、取引にかかわるシステム処理業務の一部を外部委託しております。外部委託先のシステム障害、処理能力の一時的な限界等、何らかの事情により外部委託先のサービス提供が困難になった場合等には、当社グループの業績に影響が及ぶおそれがあります。

当該リスクへの対応として、当社グループは、定期的に外部委託先へのヒアリングや監査を実施するほか、必要に応じて改善指導を行う等、外部委託先との関係強化に努めております。

8. 今後の事業方針について

当社グループは外国為替証拠金取引を中核事業として、顧客数、預り証拠金等の事業基盤の強化を行う一方、収益源の多様化のため、新たなサービス、事業展開を検討、実施してまいります。

しかしながら、顧客のニーズや市場環境に適応できず、方針の転換を余儀なくされた場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

9. 資金調達について

当社グループは、事業の特性上、業務の遂行に必要な資金を機動的かつ安定的に調達する必要があります。

現状、資金需要については、自己資金だけでなく、金融機関からの借入という安定的な資金調達のため、当座貸越契約を締結する等、資金調達の多様化を図っております。

しかしながら、各事業の成長や、子会社の増加等による資金需要が高まった際に、経済情勢その他の要因により、資金調達が困難となる、若しくは資金調達コストが上昇する等により、適時に当社グループの望む条件にて資金調達ができない場合、当社グループの事業成長を阻害することとなり、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

10. 筆頭株主との関係について

当社の代表取締役社長 川路猛の資産管理会社である合同会社TKCは、当社の筆頭株主であります。

合同会社TKCは、今後も安定株主として当社株式を長期保有する方針ですが、今後、同社と当社グループの関係に変化が生じた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後、その所有株式の一部を処分することがあれば、市場における当社株式の供給が増加することが考えられ、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

11. 海外での事業展開について

当社グループは、オーストラリアに子会社を有しており、今後、現地における法的規制を受ける可能性や、市場動向・為替変動等の事由により子会社の事業展開に影響が出た場合、当社グループの業績及び財務状況等に影響を与える可能性があります。

また、当社グループのビジョンは「2025年までに全世界で1,000万人の利用者を持つ金融ソリューションを生み出す」ことであり、ビジョン達成に向けた海外における投資や事業展開も積極的に進めていくつもりです。

そのため、今後、海外事業を拡大するにあたり、当社には為替リスク、現地規制リスク、カントリーリスク等が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

12. 人材確保に関するリスク

当社グループの成長と利益は、IT技術者やグローバル人材等、顧客に付加価値のあるサービスを提供するための専門性やスキルを持った優秀な人材の確保・育成に大きく影響されます。こうした優秀な人材の確保・育成が想定どおりに進まない場合、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

13. その他

① ストックオプションについて

当社グループは、ストックオプション制度を採用しております。

当連結会計年度末日現在の残存する新株予約権の個数は、6,750個(675,000株)であり、今後、その行使が促進される場合には、当社株式の1株当たり株式価値が希薄化する可能性があります。

② 訴訟等について

当社グループは、顧客本位の姿勢とコンプライアンスを重視し、お客様等との紛争の未然防止に努めておりますが、何らかの理由により発生したトラブルが訴訟等に発展し、万一当社の主張が認められなかった場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況が徐々に落ち着く中で、緩やかながら持ち直しの動きが継続しました。原材料価格の高止まりや円安の影響による物価高に加え、設備稼働率の低下で生産・出荷が振るわないことは重石となりましたが、世界的にアフターコロナに向けた動きが加速していることでインバウンド需要が顕著に回復し、年度末に向けては規制のない旅行需要等に伴う消費活動活発化で、景況感および消費マインドが向上しました。

外国為替市場のドル円相場は、121円台で取引をスタートした後、日米金利差拡大や日本の貿易収支悪化等を背景に、10月に約32年ぶりの高値である151円台までドル高・円安が進行しましたが、政府・日銀による大規模なドル売り・円買い介入や米国の物価指数の伸びが鈍化したこと、日銀が長短金利操作(YCC)の許容変動幅を拡大したこと等から徐々に水準を切り下げ、年度末は132円台後半で取引を終了しました。

株式市場は、コロナ禍に加え米欧の大幅かつ継続的な利上げにより上値の重い展開が続きましたが、金利上昇圧力の弱い日本株は相対的に堅調地合いを維持し、一時はザラ場で29,000円台を示現する場面もありました。

しかし、年度後半には、為替の円安支援が徐々に剥落したことや、米金利高を受けてナスダック市場が軟調推移したこと等により伸び悩み、28,000円台で取引を終えました。

このような事業環境のもと、当社グループにおける各セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

子会社インヴェスト証券を中心とする国内金融事業では、円安の影響を受けてFXトレードの需要が増加し、注力サービスである「トライオート」事業におけるFX取引が活況となった一方で、ETFにおいては、昨年以降の米国株式の下落により取引高が大幅に減少いたしました。また、昨年リリースの新サービス「マイメイト」は、顧客の収益性改善を最優先課題とし、機能追加やバージョンアップ等を行いました。顧客基盤の拡大のための獲得コストが先行したこと等から、国内金融事業の純営業収益は29億66百万円(前期比95.1%)、セグメント利益は34百万円(同7.7%)の減収減益となりました。

海外金融事業であるオーストラリアの子会社Invast Financial Services Pty Ltd.は、FX & Metals CFDやIndex & Commodity CFDの取引量が増加したことや、キプロスの現地法人を中心に欧州の顧客開拓が順調に進んだこと、また、金利収益が増加したこと等により、純営業収益は27億34百万円(前期比141.8%)となり、セグメント利益は4億28百万円(同122.1%)の増収増益となりました。

こうして、当社グループの当連結会計年度の営業収益は60億5百万円(同116.4%)、純営業収益は55億82百万円(同112.1%)となりました。

販売費・一般管理費は全体で51億98百万円(同123.8%)となり、純営業収益から販売費・一般管理費を差し引いた営業利益は3億84百万円(同49.1%)、経常利益は3億81百万円(同36.4%)、親会社株主に帰属する当期純利益は1億99百万円(同24.6%)となりました。

財政状態の概況は次のとおりであります。

(資産)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比較して31億30百万円減少し1,222億78百万円となりました。流動資産は、29億45百万円減少し1,204億15百万円となりました。

流動資産の主な増加項目は、外為取引未収入金の増加52億51百万円、短期差入保証金の増加35億56百万円であり、一方、主な減少項目は、預託金の減少74億55百万円、現金・預金の減少26億89百万円、短期貸付金の減少17億98百万円であります。

また、固定資産は、前連結会計年度末と比較して1億84百万円減少し18億63百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は1,105億43百万円となり、前連結会計年度末と比較して31億98百万円減少しました。流動負債は、31億64百万円減少し1,102億87百万円となりました。

流動負債の主な増加項目は、外為取引未払金の増加6億76百万円であり、一方、主な減少項目は短期借入金の減少23億89百万円、受入保証金の減少13億43百万円、未払法人税等の減少1億2百万円であります。

また、固定負債は、前連結会計年度末に比べ36百万円減少し2億46百万円となりました。

特別法上の準備金は、10百万円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は117億34百万円となり、前連結会計年度末と比較して67百万円増加しました。主な増加要因は、為替換算調整勘定の増加81百万円、その他有価証券評価差額金の増加39百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1億99百万円の計上であり、主な減少要因は配当金の支払いによる2億52百万円であります。この結果、自己資本比率は9.6%（前連結会計年度末は9.3%）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度末に比べて31億57百万円減少し、当連結会計年度末の残高は82億17百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは9億76百万円の資金減少（前期は24億4百万円の資金増加）となりました。主な減少要因は、外為取引未収入金の増加による51億91百万円、短期差入保証金の増加による28億22百万円、受入保証金の減少による27億44百万円であります。

主な増加要因は、顧客分別金信託の減少67億75百万円、営業貸付金の減少による17億98百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、34百万円の資金増加（前期は8億15百万円の資金減少）となりました。資金の主な増加要因は、定期預金の払戻による収入1億円、出資金の分配による収入63百万円です。

主な減少要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出1億70百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、26億88百万円の資金減少（前期は38億41百万円の資金増加）となりました。資金の主な減少要因は、短期借入金の減少23億89百万円によるものであります。

③ 業務の状況

a. 受入手料の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比 (%)
取引所F X取引に係る受取手数料	239	373	155.7
投資顧問料	0	10	5,213.4
その他の受入手料	672	690	102.6
合計	913	1,074	117.7

b. トレーディング損益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比 (%)
店頭F X／CFD取引によるもの	3,563	3,517	98.7
合計	3,563	3,517	98.7

c. 受入保証金残高

	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当連結会計年度 (2023年3月31日)	
	残高(百万円)	前期末比(%)	残高(百万円)	前期末比(%)
受入保証金	96,094	115.1	94,751	98.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、営業収益60億5百万円、営業利益3億84百万円、経常利益3億81百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1億99百万円となりました。

当社グループの主力サービスである外国為替証拠金取引は、外国為替市場や株式市場等の市況、その他国内外の経済環境等に大きく左右される傾向にあることから、相場に左右されない収益源の多様化、拡大が重要であるとの認識のもと、顧客ニーズの変化に対応しつつ、安定的な収益の確保を目指してまいります。

なお、当社グループは、株主資本利益率（ROE）を重要な指標として位置づけております。

当連結会計年度における株主資本利益率（ROE）は1.7%となりました。

また、収益の源泉であり、かつ「お客様の信頼の証」である顧客口座数・預り証拠金に加え、グループ全体の事業活動の成果を示す連結経常利益を重要な経営指標と認識しております。

当連結会計年度末における受入保証金残高は、947億51百万円、連結経常利益は、3億81百万円となりました。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(国内金融事業)

子会社インヴァスト証券を中心とする国内金融事業では、円安の影響を受けてFXトレードの需要が増加し、注力サービスである「トライオート」事業におけるFX取引が活況となった一方で、ETFにおいては、昨年以降の米国株式の下落により取引高が大幅に減少いたしました。また、昨年リリースの新サービス「マイメイト」は、顧客のトレード収益の改善を最優先課題とし、機能追加やバージョンアップ等を行いました。顧客基盤の拡大のための獲得コストが先行したこと等から、国内金融事業の純営業収益は29億66百万円（前期比95.1%）、セグメント利益は34百万円（同7.7%）の減収減益となりました。

(海外金融事業)

海外金融事業であるオーストラリアの子会社Invast Financial Services Pty Ltd. は、FX & Metals CFDやIndex & Commodity CFDの取引量が増加したことや、キプロスの現地法人を中心に欧州の顧客開拓が順調に進んだこと、また、金利収益が増加したこと等により、純営業収益は27億34百万円（前期比141.8%）となり、セグメント利益は4億28百万円（同122.1%）の増収増益となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、店頭FX/CFD取引におけるカウンターパーティーとのカバー取引に係る差入保証金、顧客からの預り金、FX/CFD取引等に係る保証金及び証拠金の入出金と顧客分別金信託及び顧客区分管理信託への入出金との差によるもの等であり、自己資金に加え、金融機関からの借入等により対応しております。また、これらの資金需要に備え、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関4社と当座貸越契約等（極度融資枠6,360百万円）を結んでおり、当連結会計年度における借入金の残高は3,500百万円となっております。

当社グループは現状において十分な資金の流動性を有しており、当座貸越枠等により十分な借入枠を確保しており、資金需要への対応には問題がないものと判断しております。

ただし、経済情勢の先行きは不透明であり、現時点における想定を超えて業績への悪影響が生じることが見込まれる場合には、必要に応じて、コミットメントライン等により、追加的に資金調達枠を確保することも検討してまいります。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、有価証券の評価、減価償却資産の償却、繰延税金資産の回収可能性、貸付金等の貸倒れ及び当該引当金、賞与等の会計処理については会計関連諸法規に則り、過去の実績や状況に応じ合理的な基準により見積り、判断しておりますが、不確実性が存在するため、見積った数値と実際の結果は異なる場合があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

契約会社名	契約の名称	相手先の名称	契約内容	契約期間
インヴァスト証券㈱	A S P サービス 利用契約	シンプレクス株式会 社	取引所・店頭外国為 替証拠金取引のアウト ソーシング	2019年12月9日から 2022年5月31日 以降6ヶ月毎の自動 更新 契約終了の6ヶ月前 までに当事者に書面 にて通知

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは当連結会計年度において、ソフトウェア・器具備品に81百万円の設備投資を実施致しました。なお、これらに要した設備資金は自己資金をもって充当いたしました。

(国内金融事業)

店頭FX／CFD事業におけるシステム投資を中心に54百万円投資しました。

(海外金融事業)

主に事務所設備の取得等に25百万円の投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	器具備品 (百万円)	ソフトウエ ア (百万円)	合計 (百万円)	
インヴァ スト(株)	本店 (東京都中 央区)	国内金融 事業	統括業務設 備	35	—	6	1	44	17 (—)

- (注) 1. 本店は賃借物件であり、帳簿価額は造作費であります。
また、本店の賃借物件の年内賃借料は22百万円であります。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

2023年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	器具備品 (百万円)	ソフトウエ ア (百万円)	合計 (百万円)	
インヴァ スト証券 (株)	本店 (東京都中 央区)	国内金融 事業	取引所FX取 引、店頭FX 及びCFD取 引に係るオン ライン設 備、統括業 務施設	51	—	19	441	513	57 (5)
	その他	国内金融 事業	貸貸用資産	1	5 (20.48)	—	—	6	

- (注) 1. 本店は賃借物件であり、帳簿価額は造作費であります。
また、本店の賃借物件の年内賃借料は43百万円であります。
2. その他の土地及び建物は、旧神戸支店(神戸市灘区)であり、当社の保有物件であります。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(3) 在外子会社

2022年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	器具備品 (百万円)	ソフトウエ ア (百万円)	合計 (百万円)	
Invast Financial Services Pty. Ltd.	本店 (オースト ラリア シドニー)	海外金融 事業	店頭FX及び CFD取引に 係るオンラ イン設備、 統括業務設 備	60	—	12	14	87	60 (7)

- (注) 1. 子会社の事業所は賃借物件であり、賃貸中の建物のうちIFRS第16号「リース」の適用により資産計上し
たものは、建物及び構築物の帳簿価額に含めております。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画を策定しております。なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,876,331	5,876,331	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	5,876,331	5,876,331	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、2020年10月1日に単独株式移転によりインヴァスト証券株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、インヴァスト証券が発行したストックオプションとしての新株予約権は、同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付いたしました。

当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりとなります。

1. 2020年第1回新株予約権

決議年月日（注）1.	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	インヴァスト証券の取締役1名
新株予約権の数(個)※	150
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,244
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年10月1日 至 2026年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,244 資本組入額 622
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3.

※ 当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 決議年月日は、インヴァスト証券株式会社における当社設立に関する株式移転計画の承認日を記載しております。
2. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。
ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②本新株予約権者は1年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額（自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならない。
3. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ②吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社

2. 2020年第2回新株予約権

決議年月日（注）1.	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	インヴァスト証券の取締役2名 インヴァスト証券の子会社の取締役1名
新株予約権の数(個)※	1,400
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 140,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,119
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,119 資本組入額 560
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3.

※ 当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 決議年月日は、インヴァスト証券株式会社における当社設立に関する株式移転計画の承認日を記載しております。

2. ①新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 1,200百万円を超過した場合：50%

(b) 2,000百万円を超過した場合：80%

(c) 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

3. 2020年第4回新株予約権

決議年月日（注）1.	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	インヴァスト証券の取締役1名 インヴァスト証券の執行役員1名
新株予約権の数(個)※	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,271
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,271 資本組入額 636
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3.

※ 当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 決議年月日は、インヴァスト証券株式会社における当社設立に関する株式移転計画の承認日を記載しております。

2. ①新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 1,200百万円を超過した場合：50%

(b) 2,000百万円を超過した場合：80%

(c) 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

4. 2020年第5回新株予約権

決議年月日（注）1.	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	インヴァスト証券の取締役1名
新株予約権の数(個)※	600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	800
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 800 資本組入額 400
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3.

※ 当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 決議年月日は、インヴァスト証券株式会社における当社設立に関する株式移転計画の承認日を記載しております。

2. ①新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 2,000百万円を超過した場合：80%

(b) 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 2020年第6回新株予約権

決議年月日（注）1.	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	インヴァスト証券の取締役1名
新株予約権の数(個)※	600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	805
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 805 資本組入額 403
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3.

※ 当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 決議年月日は、インヴァスト証券株式会社における当社設立に関する株式移転計画の承認日を記載しております。

2. ①新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 2,000百万円を超過した場合：80%

(b) 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。その他、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 2021年第1回新株予約権

決議年月日	2021年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名
新株予約権の数(個)※	3,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 300,000 (注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	767 (注) 2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年10月1日 至 2031年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注) 3.
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5.

※ 当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割その他の組織再編成行為を行う場合、資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である2021年9月14日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の普通取引終値と同額である、金767円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調

整を行うことができるものとする。

3. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①本新株予約権を保有する者（以下、「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
②本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
③各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由および条件
会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件は以下のとおりとする。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案、または特別支配株主による株式売渡請求承認の議案について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年10月1日 (注)	5,876,331	5,876,331	500	500	500	500

(注) 発行済株式総数並びに資本金及び資本準備金の増加は、2020年10月1日に単独株式移転により当社が設立されたことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	16	41	7	4	2,607	2,676	—
所有株式数 (単元)	—	4	1,139	37,654	306	14	19,616	58,733	3,031
所有株式数 の割合(%)	—	0.01	1.94	64.11	0.52	0.02	33.40	100.00	—

(注) 1. 自己株式34株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
合同会社TKC	東京都中央区東日本橋1丁目5番6号	3,136,100	53.36
光陽株式会社	東京都中央区東日本橋1丁目5番6号	443,800	7.55
市村 洋文	東京都杉並区	200,000	3.40
川路 猛	東京都目黒区	179,950	3.06
川路 洋子	東京都港区	176,400	3.00
E H株式会社	大阪府堺市堺区北向陽町2丁目1番25号	107,200	1.82
森井 利幸	神奈川県川崎市麻生区	80,000	1.36
安藤 まこと	東京都足立区	61,700	1.04
淡輪 敬三	東京都千代田区	59,700	1.01
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	39,400	0.67
計	—	4,484,250	76.31

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 —	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,873,300	58,733	—
単元未満株式	普通株式 3,031	—	—
発行済株式総数	5,876,331	—	—
総株主の議決権	—	58,733	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
インヴァスト株式会社	東京都中央区東日本橋 一丁目5番6号	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 当社は、単元未満自己株式34株を所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	34	—	34	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。
剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、継続的かつ安定的な配当を実施するため、連結配当性向30%または連結純資産配当率（DOE）2%（年率）のいずれか高い方を目安とした配当を中間、期末の年2回実施することを基本方針としております。

当連結会計年度の期末配当につきましては、業績および財務状況等を勘案した結果、DOE 2%を基準とし、1株当たり19円とさせていただくことを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大のための成長資金とさせていただきます。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年10月31日 取締役会決議	111	19
2023年6月28日 定時株主総会決議	111	19

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、投資家の皆様に「誠実」な金融サービスをご提供し、常にお客様の立場で物事を考え、お客様に「驚きと感動」を感じて頂けるようなサービスをご提供する事を目指しております。

当社は、2020年10月1日をもって持株会社体制に移行しました。

持株会社体制への移行は、新規事業の創出や事業の多角化を進めるうえで、事業提携、M&A等の手段を活用しやすくするだけでなく、事業会社への一定の権限委譲による意思決定の迅速化、リスク管理の最適化など、当社グループの成長の基盤となる重要な施策であると考えております。

同時に当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するように諸制度を整備し、透明性のある公正な経営が行われるように体制整備を推進してまいります。

また、全ての利害関係者を視野に入れ、役職員が常に高い倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行することが必要不可欠であると考えております。

② 企業統治の体制

・ 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりであります。

イ. 取締役会

経営上の意思決定機関として、原則月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、職務執行状況を監督いたします。

有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長 川路 猛を議長とし、川上 真人、大村 祐一郎、安藤 聡、淡輪 敬三(社外取締役)、安藤 まこと(社外取締役)の6名で構成されております。

ロ. 取締役社長

最高経営責任者として取締役会の議事運営に当たるとともに、当社全般の業務執行を統轄しております。

ハ. 経営会議

常勤取締役で構成されており、経営計画、予算、その他経営全般に関する基本方針等の協議を行っております。原則として毎週1回開催しております。

有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長 川路 猛を議長とし、川上 真人、大村 祐一郎、安藤 聡の4名で構成されております。

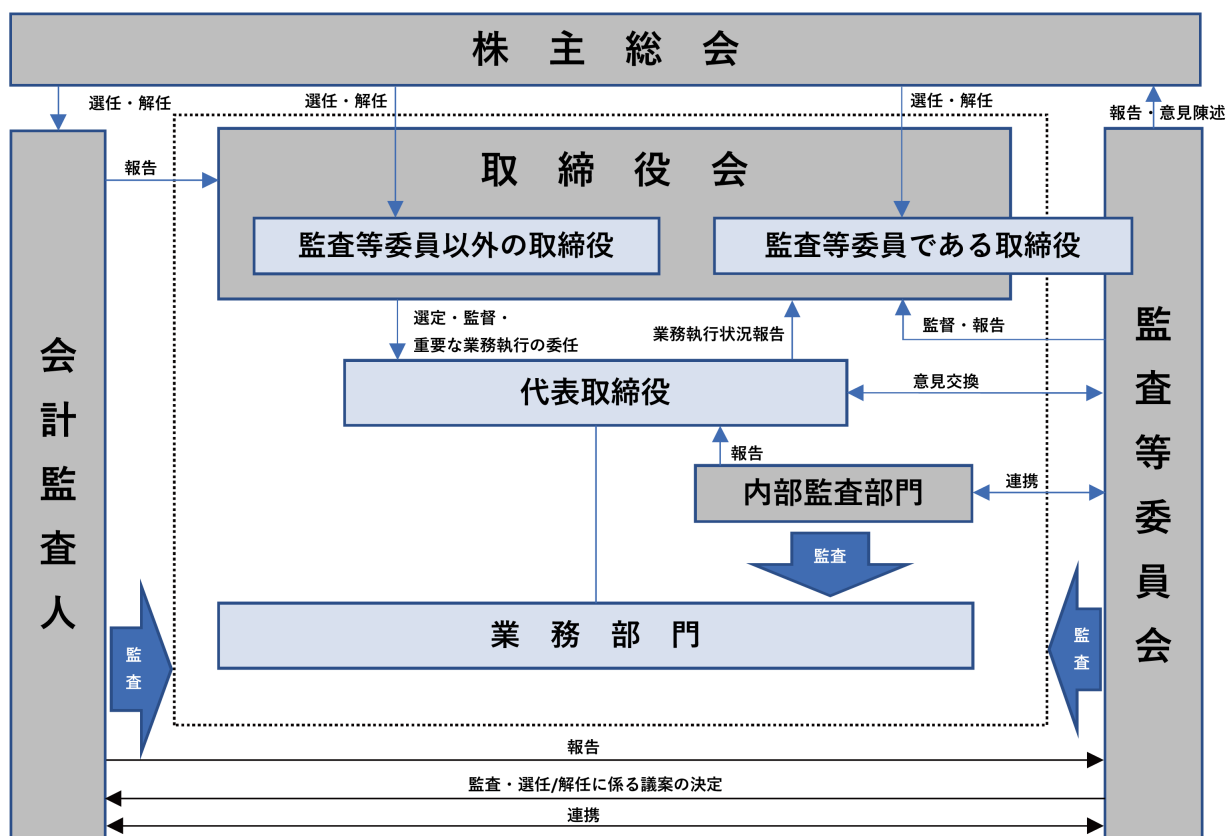
ニ. 監査等委員会

当社の監査等委員会は常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員である社外取締役2名で構成されております。各監査等委員は監査方針、監査計画等に従い、取締役等からの業務執行の聴取、重要な書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により取締役会の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を監査いたします。

また、内部監査部門や会計監査人との連携により監査を一層充実させるとともに、コンプライアンスや業務管理体制等の状況についてのモニタリングを行い、取締役会に報告・意見具申することにより経営監督機能の強化を図っております。

有価証券報告書提出日現在、常勤監査等委員 安藤 聡を委員長とし、淡輪 敬三(社外取締役)、安藤 まこと(社外取締役)の3名で構成されております。

当社の企業統治の体制の図式は以下のとおりであります。



・ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するように諸制度を整備し、透明性のある公正な経営が行われるように体制を整えております。また、全ての利害関係者を視野にいれ、役職員が常に高い倫理観を持ち、誠実かつ公正に行うことが必要不可欠であると考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として監査等委員会設置会社を選択しております。

これは、自ら業務執行しない社外取締役を複数置くことにより、業務執行と監督の分離を図り、社外取締役が監査を担うとともに、経営者選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たすことを意図する制度であり、取締役会の監督機能の充実を目的としております。

・ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針を下記の通り整備しております。

イ. 取締役の職務執行の法令及び定款への適合性を確保するための体制

当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、月1回の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告し、当社の取締役の職務および子会社の業務の執行を監督しております。

各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況を監査しております。

当社は、コンプライアンスについての基本方針を定め、全取締役はコンプライアンスが企業活動の前提であることを確認することとしております。

当社は、コンプライアンス体制の確立のため、コンプライアンスについての基本方針に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が実践すべき行動規範を示し、その徹底を図っております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要な意思決定および報告に関する情報を管理するため、「文書保存基準」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、10年間保存することとしております。

取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとし、法令と良識に従い誠実に職務を遂行するよう努めております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本方針」に基づき、リスクを具体的に分類、評価、検証、管理するとともに、事業子会社の代表取締役を通じて、事業の特性にあったリスク管理体制の構築を推進しております。

また、リスク管理に関する重要事項の審議については、取締役会がその権限を経営会議に委譲し、報告を受けることにより急激な環境変化等に機動的な対応が可能な体制としております。

なお、内部監査部門は、部門、事業子会社ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告することとしております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤取締役で構成される経営会議を設置し、経営計画、予算、重要事項、その他経営全般に関する基本方針等について取締役会への付議に先立って協議を行うほか、取締役会の決定に基づく業務の執行および子会社の業務執行状況の管理を行うこととしております。

また、取締役会の決定に基づいて、業務の執行（事業子会社の業務の執行を含む。）に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図ることとしております。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスについての基本方針および行動規範を定め、繰り返しその精神を全従業員に伝えることにより、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底させております。

内部監査部門は、内部監査によりコンプライアンス上の問題の有無の調査を行っております。

また、当社は、「内部通報制度運用規程」に基づき、社内の不正・違反行為に関する「通報相談窓口」を設置し、通報内容の調査を行い、適切な措置をとることとしております。

ヘ. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、経営会議において、子会社の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、「経営管理規程」に基づき、子会社から親会社への報告すべき事項やその方法等をルール化するほか、子会社が一定の重要事項について行おうとする時は、事前に当社に報告を行い、承認を得なければならないこととしております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営管理については、子会社と当社間における定期的な会議の開催や、企業集団として統一された内部監査体制により、子会社の経営情報およびリスク情報を把握することとしております。また、当社は子会社の管理部門を定めており、管理部門は、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかにその内容および当社に対する影響等を、取締役会・経営会議等に報告する体制を構築しております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営を行うために、子会社を含めた企業集団としての中期および年度経営計画等を定め、その共有を図り推進します。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、原則として、当社取締役または執行役員が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制をとっております。

また、当社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社および当社の子会社の全役員、従業員が準拠すべき行動規範を定め周知徹底を図っております。

ト. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査部門において補助するものとし、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないものとしております。

また、監査等委員会は、内部監査部門の従業員の異動・考課に関する意見を述べるができることとしております。

チ. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表取締役および業務執行取締役は、次に該当する事項を監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

①重大な法令・定款違反、②会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査部門が実施した監査結果、⑤リスク管理の状況、⑥内部通報制度に基づき通報された内容、⑦その他コンプライアンス上重要な事項

また、子会社の取締役等および従業員ならびに当社の従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ確に対応するものとしております。

なお、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けることがないよう、その旨を周知徹底いたします。

リ. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしていたします。

ヌ. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催することとしております。

ル. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社は、財務報告の信頼性と適正性を重視し、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、適正な財務情報の開示および透明かつ健全な企業経営を実践してまいります。

ヲ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断いたします。

・ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
川路 猛	18回	18回
川上 真人	18回	18回
鶴見 豪	18回	18回
大村 祐一郎	18回	18回
ホワイト ギャビン	18回	18回
安藤 聡	18回	18回
淡輪 敬三	18回	18回
安藤 まこと	18回	18回

取締役会における具体的な検討内容は、代表取締役および役付取締役の選定、取締役報酬額の決定、経営計画の策定、計算書類の承認、配当金の支払い、株主総会の招集、業務執行状況の報告等であります。

④ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内、監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧ その他

当社は、企業経営及び日常業務に関して法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の参考とするため必要に応じて専門的立場からの助言を受ける体制をとっております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役社長 (代表取締役)	川路 猛	1974年12月3日生	1995年1月	三貴商事株式会社(現光陽ホールディングス株式会社)入社	(注) 3	3,316,050
			1998年4月	光陽キャピタル株式会社(現KYエンタープライズ株式会社) 取締役(非常勤)		
			1998年10月	Refco Overseas Ltd. 入社		
			1999年5月	こうべ証券株式会社(現インヴァスト証券株式会社)出向		
			2000年4月	同社入社		
			2005年2月	同社執行役員		
			2005年6月	KKエステート株式会社 取締役(非常勤)		
			2007年2月	KOBE証券株式会社(現インヴァスト証券株式会社)常務取締役		
			2008年7月	インヴァスト証券株式会社 代表取締役副社長		
			2010年1月	同社代表取締役社長		
			2012年6月	光陽ホールディングス株式会社 取締役		
			2012年12月	合同会社TKC業務執行役員、代表社員(現任)		
			2013年2月	Invast Financial Services Pty Ltd. Director(現任)		
			2018年8月	光陽ファイナンス株式会社(現インヴァストキャピタルマネジメント株式会社)取締役(現任)		
			2018年12月	光陽ホールディングス株式会社 代表取締役社長		
			2020年10月	当社 代表取締役社長(現任)		
			2021年6月	インヴァスト証券株式会社 取締役会長		
			2021年8月	光陽株式会社 代表取締役社長		
			2021年9月	KKエステート株式会社 代表取締役社長		
			2022年5月	光陽ホールディングス株式会社 取締役		
2022年12月	株式会社アルカド 取締役(現任)					
2023年4月	インヴァスト証券株式会社 取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
専務取締役	川上 真人	1974年1月21日生	1997年9月 2006年10月 2006年10月 2009年3月 2009年6月 2011年5月 2013年4月 2013年6月 2016年1月 2016年12月 2019年3月 2019年6月 2020年10月 2021年6月 2022年12月 2023年3月 2023年4月	株式会社S S I スマートセット入社 株式会社トリスター代表取締役 株式会社アメリカンメガトレンド 代表取締役 プラネックスホールディング株式会社 取締役 株式会社M J (現株式会社DMM.com証券)代表取締役 트레이ダーズ証券株式会社 取締役副社長 トレーダーズフィナンシャルテクノロジー株式会社代表取締役 トレーダーズホールディングス株式会社取締役 トレーダーズインベストメント株式会社代表取締役 みんなのビットコイン株式会社(現楽天ウォレット株式会社) 代表取締役 インヴァスト証券株式会社 エグゼクティブアドバイザー 同社専務取締役 当社専務取締役(現任) インヴァスト証券株式会社 代表取締役社長 株式会社アルカド 代表取締役会長(現任) Invast Financial Services Pty Ltd. Director(現任) インヴァスト証券株式会社 代表取締役会長(現任)	(注)3	5,700
常務取締役	大村 祐一郎	1973年9月21日生	1998年3月 2007年1月 2009年4月 2011年4月 2013年4月 2019年6月 2020年10月 2022年6月 2023年3月	三貴商事株式会社(現光陽ホールディングス株式会社)入社 K O B E 証券株式会社(現インヴァスト証券株式会社)入社 同社総合企画部長 同社執行役員(現任) Invast Financial Services Pty Ltd. Executive Vice President インヴァストキャピタルマネジメント株式会社取締役 当社取締役(現任) インヴァストキャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長(現任) Invast Financial Services Pty Ltd. Director(現任)	(注)3	2,600

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	安藤 聡	1962年12月10日生	1986年4月 1993年10月 1996年4月 2003年10月 2007年10月 2012年5月 2017年6月 2018年8月 2020年10月 2020年10月	株式会社兵庫相互銀行(現株式会社み なと銀行)入行 丸起証券株式会社(現インヴァスト証 券株式会社)出向 こうべ証券株式会社(現インヴァスト 証券株式会社)入社 同社引受審査部長 インヴァスト証券株式会社 公開引受部長 同社コンプライアンス部長 同社取締役(監査等委員) インヴァストキャピタルマネジメント 株式会社監査役(現任) インヴァスト証券株式会社監査役(現 任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	3,100
取締役 (監査等委員)	淡輪 敬三	1952年9月19日生	1978年4月 1987年7月 1997年7月 2007年2月 2007年6月 2010年6月 2013年7月 2014年3月 2015年6月 2016年3月 2017年3月 2019年1月 2020年10月	日本鋼管株式会社(現JFEホールデ ィングス株式会社)入社 マッキンゼーアンドカンパニー東京オ フィス入社 ワトソンワイアット株式会社(現タワ ーズワトソン株式会社)代表取締役 株式会社キトー社外取締役 インヴァスト証券株式会社 社外監査役 曙ブレーキ工業株式会社社外監査役 タワーズワトソン株式会社 取締役会長 株式会社ZMP社外監査役 インヴァスト証券株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社ツバキ・ナカシマ 社外取締役(現任) 株式会社リブセンス 社外取締役(現任) コロン株式会社(現GMOサイバーセ キュリティbyイエラエ株式会社) 社外取締役 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	59,700
取締役 (監査等委員)	安藤 まこと	1959年10月8日生	1984年10月 1988年12月 1991年4月 1994年4月 2002年4月 2002年4月 2003年2月 2007年6月 2013年6月 2015年6月 2017年6月 2020年10月 2022年6月	監査法人サンワ東京丸の内事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 KPMG Peat Marwick New York Office 入社 櫻井会計事務所入所 警視庁入庁 安藤税務会計事務所(現響税理士法人) 入所(現任) 安藤公認会計士共同事務所入所(現任) 響コンサルティング有限会社 取締役社長(現任) インヴァスト証券株式会社 社外監査役 日本コンクリート工業株式会社 社外監査役(現任) インヴァスト証券株式会社 社外取締役(監査等委員) 明治ホールディングス株式会社 社外監査役(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役(現任)	(注)4	61,700
計						3,448,850

- (注) 1. 淡輪敬三及び安藤まことは、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 安藤聡、委員 淡輪敬三、委員 安藤まこと
なお、安藤聡は常勤の監査等委員であります。
3. 2023年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2022年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 取締役川路猛の所有する当社株式の数は、川路猛の資産管理会社である合同会社TKCの株式数3,136,100株を合算して記載しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役淡輪敬三氏及び安藤まこと氏は当社の株式を保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

また、社外取締役淡輪敬三氏は、株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役、株式会社リブセンスの社外取締役及び公益財団法人WWFジャパンの代表理事副会長を兼任しておりますが、当社と当該会社等との間に人的関係、資本的関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

社外取締役安藤まこと氏は、明治ホールディングス株式会社の社外監査役、日本コンクリート工業株式会社の社外監査役及び三井住友海上火災保険株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と当該会社等との間に人的関係、資本的関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

社外取締役は、企業戦略及びガバナンスに関し、外部の視点から経営に意見できる立場にあり、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等において、経営のチェック機能としての役割を果たしております。

社外取締役淡輪敬三氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役安藤まこと氏は、公認会計士としての高い見識を有していることから、当社取締役の業務執行状況の監督等に十分な客観性や中立性を付加しております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、その目的に適うよう、独立性に留意し選任いたします。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等において、内部監査部門から内部統制体制の整備・運用状況等について報告を受けているほか、会計監査人とも適宜、情報の交換・協議を行い、連携をとっております。

社外取締役2名は、監査等委員会の構成員であり、主体となって取締役の執行を監督及び監査しております。

社外取締役と内部監査との相互連携について、社外取締役は、内部監査部門からJ-SOXの評価結果については直接、内部監査の結果については常勤監査等委員を通じて間接的に報告を受けております。

当該報告事項等に対し社外取締役より必要に応じて提言及び指摘等がなされております。また、内部監査部門が取締役の不正や違法行為等を発見した場合、社外取締役を含む監査等委員会は、当該事項の報告を受け、違法行為等の差し止め請求等必要な措置をとることとなっております。

社外取締役と会計監査との相互連携について、社外取締役は、四半期ごとに会計監査人から会計監査の結果報告を受けております。会計監査人からの報告等を基に、必要に応じて代表取締役及び執行部門に対し提言及び指摘等を行っております。また、社外取締役を含む監査等委員会は、会計監査人が経営執行部門から何らかの制約を受け業務の遂行が妨げられることがないように努めております。

社外取締役と内部統制部門との関係について、社外取締役は、代表取締役及び内部統制を管轄する取締役に對し必要に応じて提言及び指摘等を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、取締役監査等委員3名（常勤監査等委員1名、社外取締役監査等委員2名）で構成され、取締役の職務の執行を監査しております。具体的には、重要な会議への出席、重要な書類等の閲覧、取締役、会計監査人、内部監査部門等からの報告聴取及び意見交換などの方法により監査を実施しております。

当事業年度において当社は、監査等委員会を15回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
安藤 聡	15回	15回
淡輪 敬三	15回	15回
安藤 まこと	15回	15回

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査方針及び監査計画に関する重要事項、監査報告書の作成、会計監査人の評価、会計監査人の報酬等に関する同意、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬に関する意見の決定、内部統制システムの整備・運用状況の監視・検証問うであります。

また、常勤の監査等委員の活動として、取締役会に加え、経営会議、子会社のリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し必要に応じて提言及び意見陳述するとともに、議事録及び重要な決裁書類の閲覧、取締役及び執行役員等との意見交換及びヒアリング、内部監査及び会計監査の立ち合い、監査結果の報告受領、内部監査部門との定期的なミーティング等を実施し、取締役の職務の執行を監査に取り組んでおります。

なお、監査等委員 安藤まことは、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査については、内部監査部が定期的に内部監査を実施しております。

また、グループにおける内部監査の実効性を確保するため、グループ内部監査方針及び内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施しております。

内部監査結果は、代表取締役等に直接報告を行うとともに、不備事項が発見された場合は、該当部署に改善を指示し、適宜、改善状況の報告を求めており、必要に応じて、内部監査の結果等を取締役会並びに監査等委員及び監査等委員会に対して直接報告する機会を設けています。

会計監査人は、監査を効率的に実施する観点から社内関連部署等と連携しつつ内部統制の状況等について把握するとともにその有効性を評価し、監査等委員会へ報告しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

石井 雅也

河島 啓太

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名及びその他11名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、当連結会計年度において、太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。

選任にあたっての検討内容は以下のとおりです。

監査法人としての独立性及び品質管理態勢、並びに監査チームとしての専門性及び監査チームとしての適切性を具備しているなど、当社の会計監査人の評価基準を満たしていること。

当社グループが海外事業を遂行するにあたり、専門的かつ適切な監査が可能であること。

当社が規定する、会計監査人の解任または不再任の決定の方針に該当しないこと。

・会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当である場合等、その必要性があると判断した場合は、執行機関の見解等を考慮のうえ、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、会計監査人を解任する。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告する。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人である太陽有限責任監査法人について、監査法人の品質管理、監査チームの独立性及び専門性、不正リスク防止への体制、当社グループへの監査の状況、監査等委員会・経営者・内部監査部門等とのコミュニケーション、会計監査の方法・結果の相当性、監査報酬の妥当性等を総合的に勘案し、評価を実施しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度 EY新日本有限責任監査法人
前連結会計年度及び前事業年度 太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

①選任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

②退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2021年6月24日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

1999年7月1日

(注) 当社は、2020年10月1日に単独株式移転の方法により、インヴァスト証券株式会社の完全親会社として設立されたため、インヴァスト証券株式会社における会計監査人の就任年月日を記載しております。

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月24日開催予定の第1期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

そのため、当社グループの事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性について、他の監査法人と比較した結果、EY新日本有限責任監査法人との間で新年度の監査契約を締結しないことになりました。その結果、太陽有限責任監査法人を新たな会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

①退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

②監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	11	—	10	—
連結子会社	20	1	20	1
計	32	1	30	1

連結子会社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当社の連結子会社であるInvast Financial Services Pty. Ltd. (連結) は、Ernst & Youngに監査証明業務に基づく報酬として当連結会計年度16百万円を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等報酬の決定方針を定めておりません。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の執行状況及び監査報酬の見積りの算出根拠、非監査報酬の水準などが適切であるかどうか確認し、監査等委員会において検討を行ったうえで適切であると判断し同意いたしました。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、2022年4月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。

・決定方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職務専念の安定のために必要な固定報酬を基本報酬として設定したうえで、業績との連動性を高めるため、毎月固定的に支給する報酬（月額固定報酬）と、各事業年度の業績および個人評価に連動する報酬等の臨時報酬で構成するものとしております。ただし、社外取締役の報酬は固定報酬のみといたします。当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成するものとします。監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定いたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責、会社業績への貢献度等に見合った報酬水準とするほか、会社の持続的な成長や企業価値の向上に資する人材の確保等を総合的に判断して決定するものとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬の要素を含む臨時報酬は、各取締役の「月額固定報酬×12ヶ月×20%」をベース金額とし、全社業績および個人評価の結果に基づいて決定される加減率を乗じて算出するものとしております（全社業績、個人評価によりそれぞれ△20%～+20%の範囲内でベース金額からの加減率を設定しております）。

臨時報酬のうち、全社業績に連動する部分（業績連動報酬）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益もしくは税金等調整前当期純利益のいずれか低い方の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。

目標となる業績指標とその値は、経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

業績連動報酬は、当社グループの業績および各取締役の成果に応じ、標準支給額（月額固定報酬×12ヶ月×20%）に対し、0%～300%の範囲で支給額が変動いたします。

これにより、各取締役の総報酬に占める業績連動報酬の比率は、0%から37.5%の範囲で変動いたします。

当事業年度における業績指標の実績は、連結経常利益が3億81百万円、税金等調整前当期純利益が3億78百万円となったことから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬の加減率を0%（標準支給額）としております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は、2021年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額450百万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。

当社の監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2021年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額100百万円以内と定めております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2022年6月28日開催の取締役会において代表取締役社長川路猛に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長が決定を行っております。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績、各取締役の個人評価に連動する報酬等の臨時報酬（賞与）の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに代表取締役社長が最も適していると考えたからであります。

代表取締役社長は、監査等委員会に対し、個人評価結果および業績連動報酬案について説明を行い、その妥当性に関する審議を実施したうえで、その内容に従って決定をしなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック オプション	
取締役 (監査等委員を除く。 社外取締役を除く。)	120	100	20	—	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	12	12	—	—	1
社外役員	11	11	—	—	2

(注) 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名(うち社外取締役0名)を除いております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、資産運用の一環として純投資目的の株式を一部保有しますが、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式については、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

当社は、子会社の経営管理を行うことを主たる業務としております。また、保有する株式は関係会社株式のみであり、投資株式は保有していません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、非上場株式以外の株式を保有していませんので、記載を省略しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(1974年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての的確に対応することが出来る体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、最新の法令及び会計基準等改正の内容把握に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※1 12,042	※1 9,352
預託金	40,206	32,750
顧客分別金信託	17,550	9,400
顧客区分管理信託	22,592	23,257
その他の預託金	63	92
短期差入保証金	49,554	53,110
外為取引未収入金	※2 19,411	※2 24,663
短期貸付金	1,798	—
その他	353	538
貸倒引当金	△5	△0
流動資産計	123,361	120,415
固定資産		
有形固定資産	※3 279	※3 207
建物	224	161
その他	55	45
無形固定資産	529	539
ソフトウェア	518	463
その他	10	76
投資その他の資産	1,238	1,116
投資有価証券	107	98
出資金	834	845
繰延税金資産	61	65
その他	235	107
貸倒引当金	△0	△0
固定資産計	2,047	1,863
資産合計	125,409	122,278
負債の部		
流動負債		
受入保証金	96,094	94,751
短期借入金	5,889	3,500
外為取引未払金	※4 10,588	※4 11,264
未払法人税等	267	164
賞与引当金	37	36
役員賞与引当金	47	24
その他	527	546
流動負債計	113,451	110,287
固定負債		
繰延税金負債	211	222
その他	71	23
固定負債計	283	246
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※5 7	※5 10
特別法上の準備金計	7	10
負債合計	113,742	110,543

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	500	500
資本剰余金	7,646	7,646
利益剰余金	3,013	2,959
自己株式	△0	△0
株主資本合計	11,159	11,106
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	528	568
為替換算調整勘定	△30	50
その他の包括利益累計額合計	498	619
新株予約権	8	8
純資産合計	11,666	11,734
負債・純資産合計	125,409	122,278

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
受入手数料	913	1,074
トレーディング損益	※1 3,563	※1 3,517
金融収益	208	926
その他の営業収益	473	486
営業収益計	※2 5,158	※2 6,005
金融費用	177	422
純営業収益	4,981	5,582
販売費・一般管理費		
取引関係費	※3 983	※3 1,293
人件費	※4 1,665	※4 2,020
不動産関係費	※5 1,021	※5 1,266
事務費	94	113
減価償却費	168	228
租税公課	133	130
その他	130	145
販売費・一般管理費計	4,197	5,198
営業利益	783	384
営業外収益		
組合投資利益	284	10
投資有価証券売却益	—	2
その他	1	0
営業外収益計	285	13
営業外費用		
為替差損	18	9
支払利息	2	7
その他	0	0
営業外費用計	21	16
経常利益	1,047	381
特別利益		
金融商品取引責任準備金戻入	0	—
新株予約権戻入益	0	—
特別利益計	0	—
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	—	2
投資有価証券評価損	8	—
投資有価証券売却損	4	—
特別損失計	13	2
税金等調整前当期純利益	1,035	378
法人税、住民税及び事業税	256	185
法人税等調整額	△29	△5
法人税等合計	227	179
当期純利益	808	199
親会社株主に帰属する当期純利益	808	199

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	808	199
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	293	39
為替換算調整勘定	52	81
その他の包括利益合計	※ 345	※ 120
包括利益	1,154	320
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,154	320

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500	7,646	2,422	—	10,569
当期変動額					
剰余金の配当			△217		△217
親会社株主に帰属する当期純利益			808		808
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	590	△0	590
当期末残高	500	7,646	3,013	△0	11,159

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	235	△83	152	4	10,726
当期変動額					
剰余金の配当					△217
親会社株主に帰属する当期純利益					808
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	293	52	345	4	350
当期変動額合計	293	52	345	4	940
当期末残高	528	△30	498	8	11,666

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500	7,646	3,013	△0	11,159
当期変動額					
剰余金の配当			△252		△252
親会社株主に帰属する当期純利益			199		199
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△53	—	△53
当期末残高	500	7,646	2,959	△0	11,106

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	528	△30	498	8	11,666
当期変動額					
剰余金の配当					△252
親会社株主に帰属する当期純利益					199
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	39	81	120		120
当期変動額合計	39	81	120	—	67
当期末残高	568	50	619	8	11,734

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,035	378
減価償却費	168	228
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	△0	2
新株予約権戻入益	△0	—
受取利息及び受取配当金	△0	△0
支払利息	14	28
組合投資損益 (△は益)	△284	△10
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	△7,451	6,775
顧客区分管理信託の増減額 (△は増加)	△34	393
短期差入保証金の増減額 (△は増加)	4,019	△2,822
受入保証金の増減額 (△は減少)	11,765	△2,744
外為取引未収入金の増減額 (△は増加)	△1,781	△5,191
外為取引未払金の増減額 (△は減少)	△4,713	626
営業貸付金の増減額 (△は増加)	△679	1,798
投資有価証券売却及び評価損益 (△は益)	13	△2
為替差損益 (△は益)	8	3
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2	△5
その他	267	△168
小計	2,348	△711
利息及び配当金の受取額	0	0
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	68	△237
利息の支払額	△14	△28
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,404	△976
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△266	△170
定期預金の預入による支出	△600	—
定期預金の払戻による収入	—	100
出資金の分配による収入	128	63
出資金の払込による支出	△10	△6
敷金及び保証金の回収による収入	—	37
敷金及び保証金の差入による支出	△44	—
その他	△22	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	△815	34
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△217	△252
短期借入金の純増減額 (△は減少)	4,089	△2,389
リース債務の返済による支出	△34	△46
その他	4	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,841	△2,688
現金及び現金同等物に係る換算差額	109	471
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,540	△3,157
現金及び現金同等物の期首残高	5,835	11,375
現金及び現金同等物の期末残高	※ 11,375	※ 8,217

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

インヴァスト証券株式会社

Invast Financial Services Pty Ltd.

インヴァストキャピタルマネジメント株式会社

Invast Financial Services (EU) Ltd.

Invast Global (CY) Ltd.

株式会社アルカド

上記のうち、当連結会計年度において、新たに設立した株式会社アルカドを連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Invast Financial Services Pty Ltd.、Invast Global (CY) Ltd. および Invast Financial Services (EU) Ltd. の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

トレーディングに関する有価証券等

時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

トレーディング関連以外の有価証券等

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 出資金

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	15年～50年
器具及び備品	4年～15年

② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 金融商品取引責任準備金

金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。当社グループは、国内金融事業及び海外金融事業を主な事業内容としております。各事業における主な履行義務の内容は、取引所為替証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引におけるの財又はサービスの提供であり、投資家が取引した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めるものとしております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資を資金の範囲としております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

連結財務諸表「注記事項(税効果会計関係)」の1.に記載した内容と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、一時差異等に係る税金の額から将来の会計期間において回収が見込まれない税金の額を控除して計上しております。

当社グループの主力サービスである外国為替証拠金取引は、外国為替市場や株式市場等の市況、その他国内外の経済環境等に大きく左右される傾向にあり、翌連結会計年度以降の業績予想が困難であるため、過去の実績や状況に応じ見積りを行っています。

将来の不確実な経済環境等に影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

当社の連結子会社において、担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
現金・預金(定期預金)	1,850百万円	1,750百万円

上記の担保の他、インヴァスト証券株式会社は金融機関と顧客区分管理信託契約に係るインヴァスト証券株式会社の信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。また、前連結会計年度においては、インヴァストキャピタルマネジメント株式会社は当座勘定貸越契約に基づく債権の担保として貸付債権を供しております。

当社の連結子会社において、債務保証の極度額および担保付負債は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
債務保証の極度額	5,000百万円	5,000百万円
短期借入金	2,089	2,000
合計額	7,089	7,000

※2 外為取引未収入金

外為取引未収入金の主な内訳は、外国為替証拠金取引に係る評価損益及び未収スワップポイント等であります。

※3 有形固定資産より直接控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
建物	89百万円	166百万円
その他	62	75
計	152	241

※4 外為取引未払金

外為取引未払金の主な内訳は、外国為替証拠金取引に係る評価損益及び未払スワップポイント等であります。

※5 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項

- 6 当社の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関4行と当座貸越契約等を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額等	6,800百万円	6,360百万円
借入実行残高	5,819	3,500
差引額	981	2,860

(連結損益計算書関係)

※1 トレーディング損益の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
実現損益	△2,942百万円	△865百万円
評価損益	6,505	4,383
計	3,563	3,517

※2 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※3 取引関係費の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
取引所・協会費	71百万円	85百万円
広告宣伝費	373	547
その他	539	660
計	983	1,293

※4 人件費の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
報酬・給料	1,445百万円	1,783百万円
福利厚生費	131	175
賞与引当金繰入額	45	37
役員賞与引当金繰入額	42	24
計	1,665	2,020

※5 不動産関係費の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
不動産費	75百万円	86百万円
器具・備品費	946	1,179
計	1,021	1,266

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	407百万円	58百万円
組替調整額	13	△2
税効果調整前	420	56
税効果額	△126	△17
その他有価証券評価差額金	293	39
為替換算調整勘定：		
当期発生額	52	81
その他の包括利益合計	345	120

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,876,331	—	—	5,876,331
合計	5,876,331	—	—	5,876,331
自己株式				
普通株式	—	34	—	34
合計	—	34	—	34

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	8
合計		—	—	—	—	—	8

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	111	19	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	105	18	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	141	利益剰余金	24	2022年3月31日	2022年6月29日

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,876,331	—	—	5,876,331
合計	5,876,331	—	—	5,876,331
自己株式				
普通株式	34	—	—	34
合計	34	—	—	34

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	8
合計		—	—	—	—	—	8

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	141	24	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	111	19	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	111	利益剰余金	19	2023年3月31日	2023年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	12,042百万円	9,352百万円
預託金勘定	40,206	32,750
預入期間が3か月を超える預託金	△1,907	△1,810
顧客分別金信託(所要信託額)	△16,527	△9,752
顧客区分管理信託(所要信託額)	△22,438	△22,323
現金及び現金同等物	11,375	8,217

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として金融商品取引法に基づく市場デリバティブ取引の取り次ぎ及び店頭デリバティブ取引を行っております。当社グループが行う市場デリバティブ取引の取り次ぎは、顧客の注文を金融商品取引所等にて執行する業務であり、原則、当社グループのポジションは発生いたしません。

店頭デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引及びE T F特化型証拠金取引は、顧客と当社グループによる相対取引であります。顧客に対する当社グループのポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティ(カバー先銀行等)との間で相対取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として金融商品取引所及びカウンターパーティの金融機関に差し入れた短期差入保証金であり、差入先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。したがって、取引金融機関の選定については、その財務状況・外部格付機関による評価等を充分勘案して行っております。また、定期的に当該金融機関の財務情報等を入手し、モニタリングを行っております。保有する投資有価証券は株式であり、主として純投資目的で保有しております。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、投資有価証券には流動性に乏しい非上場株式98百万円(帳簿価額)が含まれております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループが行う市場デリバティブ取引の取り次ぎ、店頭デリバティブ取引等は、顧客から証拠金を受け入れ、その証拠金の範囲内で取引を行っております。当社グループは、顧客の取引口座開設にあたり、投資の知識・経験等の顧客属性を適正に管理するほか、ロスカット制度により顧客に損失が発生した場合でも受け入れた証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理には万全を期しております。

当社グループは、外国為替証拠金取引について、顧客に対する当社グループのポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティと相対取引をしております。当社グループは、これらのカウンターパーティに保証金を差し入れておりますが、取引先リスク等を分散するために欧米等において実績のある銀行複数社のカウンターパーティと取引をしております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループにおいては、カバー取引の執行前に発生する為替取引やE T F取引の自己のポジションの市場リスクにつきましては、社内規程に基づきポジションの保有限度額及び損失上限額を設定し、毎営業日取引の執行状況を管理することとしております。相場の急変、損失が上限額に達した場合等は、必要に応じて取引の停止、ポジションの決済を行っております。

また、子会社インヴェスト証券においては、計数的なリスク管理は社内規程に従い、金融商品取引法第46条の6第1項に基づき毎月内閣総理大臣への提出義務がある自己資本規制比率については、内閣府令で定められた方式によって経理部が算定し、日々の状況については、内部管理統括責任者に報告を行い、取締役会に対して毎月報告しております。

③ 資金調達に係るリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、経理部門が各部署からの報告等に基づき適時に資金管理を行い、手許流動性を維持することで流動性リスクを管理しております。また、資金調達手段の多様化を図るため複数の金融機関と当座貸越契約等を締結し一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません((注)1. 参照)。

前連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 短期差入保証金	49,554	49,554	—
(2) 短期貸付金	1,798	1,798	—
(3) 外為取引未収入金	10,406	10,406	—
(4) 投資有価証券	4	4	—
資産計	61,763	61,763	—
(1) 短期借入金	5,889	5,889	—
(2) 受入保証金	96,094	96,094	—
(3) 外為取引未払金	10,406	10,406	—
負債計	112,390	112,390	—
デリバティブ取引(*2)	9,005	9,005	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(181)	(181)	—
デリバティブ取引計	8,823	8,823	—

(*1) 「現金・預金」及び「預託金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

なお、連結貸借対照表へは、外為取引未収入金に正味の債権9,005百万円を計上しており、外為取引未払金に正味の債務181百万円を計上しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 短期差入保証金	53,110	53,110	—
(2) 短期貸付金	—	—	—
(3) 外為取引未収入金	11,194	11,194	—
(4) 投資有価証券	—	—	—
資産計	64,305	64,305	—
(1) 短期借入金	3,500	3,500	—
(2) 受入保証金	94,751	94,751	—
(3) 外為取引未払金	11,194	11,194	—
負債計	109,445	109,445	—
デリバティブ取引(*2)	13,468	13,468	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(70)	(70)	—
デリバティブ取引計	13,398	13,398	—

(*1) 「現金・預金」及び「預託金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

なお、連結貸借対照表へは、外為取引未収入金に正味の債権13,468百万円を計上しており、外為取引未払金に正味の債務70百万円を計上しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式(*1)	102	98
出資金(*2)	834	845

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	12,042	—	—	—
預託金	40,206	—	—	—
短期貸付金	1,798	—	—	—
外為取引未収入金	10,406	—	—	—
合計	64,453	—	—	—

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	9,352	—	—	—
預託金	32,750	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
外為取引未収入金	11,194	—	—	—
合計	53,297	—	—	—

(注) 3. 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,889	—	—	—	—	—
合計	5,889	—	—	—	—	—

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,500	—	—	—	—	—
合計	3,500	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期差入保証金	—	49,554	—	49,554
短期貸付金	—	1,798	—	1,798
外為取引未収入金	10,406	—	—	10,406
投資有価証券	4	—	—	4
資産計	10,410	51,352	—	61,763
受入保証金	—	96,094	—	96,094
外為取引未払金	10,406	—	—	10,406
負債計	10,406	96,094	—	106,501
通貨関連取引	—	4,531	—	4,531
有価証券関連取引	—	4,292	—	4,292
デリバティブ取引計	—	8,823	—	8,823

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期差入保証金	—	53,110	—	53,110
短期貸付金	—	—	—	—
外為取引未収入金	11,194	—	—	11,194
投資有価証券	—	—	—	—
資産計	11,194	53,110	—	64,305
受入保証金	—	94,751	—	94,751
外為取引未払金	11,194	—	—	11,194
負債計	11,194	94,751	—	105,945
通貨関連取引	—	4,545	—	4,545
有価証券関連取引	—	8,853	—	8,853
デリバティブ取引計	—	13,398	—	13,398

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

なお、「現金・預金」「預託金」「短期借入金」等は、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

短期差入保証金

日々計算による出し入れを行っているため、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

短期貸付金

短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

外為取引未収入金、外為取引未払金

これらの取引は取引所で取引される取引であり、取引所における最終の価格をもって時価としております。そのため、レベル1に分類しております。

投資有価証券

株式につきましては当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、活発な市場で取引されていることから、その時価をレベル1に分類しております。

受入保証金

これらの取引は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引につきましては、外国為替相場、株価指数等のインプットを用いて算定した価額をもって時価としております。観察可能なインプットを用いていることから、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	107	108	△1
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	107	108	△1
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		107	108	△1

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	98	98	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	98	98	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		98	98	—

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	—	4
合計	0	—	4

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	9	4	1
合計	9	4	1

5. 売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券（非上場株式）について8百万円減損処理を行っております。

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度末(2022年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引				
	売建	431,078	—	1,404	1,404
	買建	419,865	—	3,126	3,126
合 計				4,531	4,531

当連結会計年度末(2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引				
	売建	305,853	—	1,393	1,393
	買建	301,751	—	3,152	3,152
合 計				4,545	4,545

(2) 有価証券関連

前連結会計年度末(2022年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	有価証券関連CFD取引				
	売建	28,474	—	3,600	3,600
	買建	25,027	—	692	692
合 計				4,292	4,292

当連結会計年度末(2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	有価証券関連CFD取引				
	売建	45,247	—	7,380	7,380
	買建	24,878	—	1,472	1,472
合 計				8,853	8,853

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
販売費・一般管理費のPersonnel費	5	—

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
新株予約権戻入益	0	—

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2020年第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 2.	インヴァスト証券の取締役1名
株式の種類別のStock・オプションの数(注) 3.	普通株式 15,000株
付与日	2020年10月1日
権利確定条件	(注) 4.
対象勤務期間	①付与数2分の1 自 2016年7月15日 至 2018年7月15日 ②付与数2分の1 自 2016年7月15日 至 2020年7月15日
権利行使期間	自 2020年10月1日 至 2026年5月31日

(注) 1. 当社は、2020年10月1日に単独株式移転によりインヴァスト証券株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、インヴァスト証券株式会社が発行した新株予約権は同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付しております。

2. 付与対象者の区分は、付与日における区分であります。

3. 株式数に換算して記載しております。

4. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 本新株予約権は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならない。

	2020年第2回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2020年第4回新株予約権 (有償ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注) 2.	インヴァスト証券の取締役2名 インヴァスト証券の子会社の 取締役1名	インヴァスト証券の取締役1名 インヴァスト証券の執行役員1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 3.	普通株式 140,000株	普通株式 100,000株
付与日	2020年10月1日	2020年10月1日
権利確定条件	(注) 4.	(注) 4.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日

(注) 1. 当社は、2020年10月1日に単独株式移転によりインヴァスト証券株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、インヴァスト証券株式会社が発行した新株予約権は同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付しております。

2. 付与対象者の区分は、付与日における区分であります。

3. 株式数に換算して記載しております。

4. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

イ. 1,200百万円を超過した場合：50%

ロ. 2,000百万円を超過した場合：80%

ハ. 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指数を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	2020年第5回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2020年第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注) 2.	インヴァスト証券の取締役1名	インヴァスト証券の取締役1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 3.	普通株式 60,000株	普通株式 60,000株
付与日	2020年10月1日	2020年10月1日
権利確定条件	(注) 4.	(注) 5.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日

(注) 1. 当社は、2020年10月1日に単独株式移転によりインヴァスト証券株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、インヴァスト証券株式会社が発行した新株予約権は同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付しております。

2. 付与対象者の区分は、付与日における区分であります。

3. 株式数に換算して記載しております。

4. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

イ. 1,200百万円を超過した場合：50%

ロ. 2,000百万円を超過した場合：80%

ハ. 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指数を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

イ. 2,000百万円を超過した場合：80%

ロ. 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。その他、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	2021年第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 300,000株
付与日	2021年9月30日
権利確定条件	(注)2.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年10月1日 至 2031年9月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ②本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2020年第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	15,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	15,000

	2020年第2回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2020年第4回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2020年第5回新株予約権 (有償ストック・オプション)
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	140,000	100,000	60,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	140,000	100,000	60,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	2020年第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2021年第1回新株予約権 (有償ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	60,000	300,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	60,000	300,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	2020年第1回新株予約権
権利行使価格(円)	1,244
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	①271 ②269

	2020年第2回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2020年第4回新株予約権 (有償ストック・オプション)
権利行使価格(円)	1,119	1,271
行使時平均株価(円)	—	—

	2020年第5回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2020年第6回新株予約権 (有償ストック・オプション)
権利行使価格(円)	800	805
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	106	73

	2021年第1回新株予約権 (有償ストック・オプション)
権利行使価格(円)	767
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	1

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	2020年第2回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2020年第4回新株予約権 (有償ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注) 2.	インヴァスト証券の取締役2名 インヴァスト証券の子会社の 取締役1名	インヴァスト証券の取締役1名 インヴァスト証券の執行役員1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 3.	普通株式 140,000株	普通株式 100,000株
付与日	2020年10月1日(注) 4.	2020年10月1日(注) 5.
権利確定条件	(注) 6.	(注) 6.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日	自 2020年10月1日 至 2027年6月30日

(注) 1. 当社は、2020年10月1日に単独株式移転によりインヴァスト証券株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、インヴァスト証券株式会社が発行した新株予約権は同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付しております。

2. 付与対象者の区分は、付与日における区分であります。

3. 株式数に換算して記載しております。

4. インヴァスト証券株式会社における付与日は、2016年7月15日であります。

5. インヴァスト証券株式会社における付与日は、2017年7月18日であります。

6. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

イ. 1,200百万円を超過した場合: 50%

ロ. 2,000百万円を超過した場合: 80%

ハ. 3,000百万円を超過した場合: 100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指数を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2020年第2回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2020年第4回新株予約権 (有償ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	140,000	100,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	140,000	100,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 当社は2020年10月1日の株式移転によりインヴァスト証券株式会社におけるストック・オプションを承継しております。

② 単価情報

	2020年第2回新株予約権 (有償ストック・オプション)	2020年第4回新株予約権 (有償ストック・オプション)
権利行使価格(円)	1,119	1,271
行使時平均株価(円)	—	—

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。

新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金(資本剰余金)に振り替えております。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	26百万円	13百万円
未払事業税	10	6
長期未払額	1	—
固定資産減損損失	8	8
繰越欠損金	37	79
投資有価証券評価損	0	—
その他	58	82
繰延税金資産小計	142	190
評価性引当額(注)	△58	△96
繰延税金資産合計	84	94
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△233	△250
繰延税金負債合計	△233	△250
繰延税金負債の純額	△149	△156

(注) 当連結会計年度においては、評価性引当額が37百万円増加しております。この増加の主な要因は、当社において繰越欠損金に係る評価性引当額が42百万円増加したことなどによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	2.6
住民税均等割	0.3	0.7
評価性引当額の増減	△11.8	10.0
税務調査による影響額	—	1.0
その他	1.0	2.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.9	47.4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「国内金融事業」は、当社及び国内連結子会社です。当社は純粋持株会社であり、子会社インヴァスト証券株式会社は、取引所F X取引、店頭F X／C F D取引を行っております。また、子会社インヴァストキャピタルマネジメント株式会社は、貸金業（不動産業者向けファイナンス、中小企業向け事業資金ファイナンス等）を行っております。

「海外金融事業」は、当社の海外連結子会社（Invast Financial Services Pty Ltd.）が店頭F X／C F D取引及び証券取引サービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	国内金融事業	海外金融事業	合計		
純営業収益					
外部顧客への純営業収益	3,109	1,871	4,981	—	4,981
顧客との契約から生じる 収益	778	608	1,386	—	1,386
受入手数料	481	432	913	—	913
その他の営業収益(外 部顧客)	297	176	473	—	473
トレーディング損益等の 金融商品収益(注) 1	2,408	1,363	3,771	—	3,771
その他(注) 1	△76	△101	△177	—	△177
セグメント間の内部純営業 収益又は振替高	9	56	66	△66	—
計	3,118	1,928	5,047	△66	4,981
セグメント利益	454	351	805	△21	783
セグメント資産	113,120	20,377	133,497	△8,088	125,409
セグメント負債	101,620	19,260	120,881	△7,139	113,742
その他の項目					
減価償却費	113	54	168	—	168
金融収益	153	145	298	△90	208
金融費用	127	118	246	△68	177

(注) 1. トレーディング損益等の金融商品収益の内訳は連結損益計算書のトレーディング損益及び金融収益であります。その他の内訳は金融費用であります。

2. 「調整額」は次のとおりであります。

- (1) 純営業収益の調整額△66百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント利益の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント資産の調整額△8,088百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) セグメント負債の調整額△7,139百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益の合計額と連結損益計算書の営業利益は一致しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	国内金融事業	海外金融事業	合計		
純営業収益					
外部顧客への純営業収益	3,017	2,565	5,582	—	5,582
顧客との契約から生じる 収益	904	656	1,560	—	1,560
受入手数料	663	411	1,074	—	1,074
その他の営業収益（外 部顧客）	241	244	486	—	486
トレーディング損益等の 金融商品収益（注） 1	2,410	2,033	4,444	—	4,444
その他（注） 1	△297	△125	△422	—	△422
セグメント間の内部純営業 収益又は振替高	△51	169	118	△118	—
計	2,966	2,734	5,701	△118	5,582
セグメント利益	34	428	463	△79	384
セグメント資産	107,690	18,021	125,711	△3,433	122,278
セグメント負債	96,419	16,608	113,028	△2,484	110,543
その他の項目					
減価償却費	156	71	228	—	228
金融収益	898	323	1,221	△295	926
金融費用	482	156	638	△215	422

(注) 1. トレーディング損益等の金融商品収益の内訳は連結損益計算書のトレーディング損益及び金融収益であります。その他の内訳は金融費用であります。

2. 「調整額」は次のとおりであります。

- (1) 純営業収益の調整額△118百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント利益の調整額△79百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント資産の調整額△3,433百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) セグメント負債の調整額△2,484百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益の合計額と連結損益計算書の営業利益は一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

特定顧客に帰属するトレーディング損益を算定することはできないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	オーストラリア	キプロス	合計
138	118	22	279

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高(純営業収益)のうち、特定の顧客への売上高(純営業収益)が連結損益計算書の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

特定顧客に帰属するトレーディング損益を算定することはできないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	オーストラリア	キプロス	合計
121	72	12	207

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高(純営業収益)のうち、特定の顧客への売上高(純営業収益)が連結損益計算書の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社(当 該会社を 含む)	光陽ホール ディングス 株式会社 (注) 1	東京都中 央区	3,800	持株会社と して各事業 会社の経営	(被所有) 間接7.5 %	不動産の賃 借 役員の兼任	不動産の賃 借 (注) 2	17	長期差入保 証金	11

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 光陽ホールディングス株式会社は、当社代表取締役川路猛およびその近親者が議決権の82.0%を直接保有、12.9%を間接所有しております。

2. 不動産の賃貸料ならびに敷金については、不動産鑑定価格及び近隣の相場等を勘案して決定しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社(当 該会社を 含む)	光陽ホール ディングス 株式会社 (注) 1	東京都中 央区	3,800	持株会社と して各事業 会社の経営	(被所有) 間接7.5 %	不動産の賃 借	不動産の賃 借 (注) 2	19	長期差入保 証金	11

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 光陽ホールディングス株式会社は、当社代表取締役川路猛およびその近親者が議決権の82.0%を直接保有、13.4%を間接所有しております。

2. 不動産の賃貸料ならびに敷金については、不動産鑑定価格及び近隣の相場等を勘案して決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社(当 該会社 の子会社 を含む)	光陽ホール ディングス 株式会社 (注) 1	東京都中 央区	3,800	持株会社と して各事業 会社の経営	(被所有) 間接7.5 %	不動産の賃 借 役員の兼任	不動産の賃 借 (注) 3	39	長期差入保 証金	43
	KOYO証券株 式会社 (注) 2	東京都 中央区	1,000	金融商品 取引業	—	不動産の賃 借	不動産の賃 借 (注) 3	5	長期差入保 証金	3

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 光陽ホールディングス株式会社は、当社代表取締役川路猛およびその近親者が議決権の82.0%を直接保有、12.9%を間接所有しております。
2. KOYO証券株式会社は、光陽ホールディングス株式会社の100%子会社であります。
3. 不動産の賃貸料ならびに敷金については、不動産鑑定価格及び近隣の相場等を勘案して決定しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社(当 該会社 の子会社 を含む)	光陽ホール ディングス 株式会社 (注) 1	東京都中 央区	3,800	持株会社と して各事業 会社の経営	(被所有) 間接7.5 %	不動産の賃 借	不動産の賃 借 (注) 3	45	長期差入保 証金	43
	KOYO証券株 式会社 (注) 2	東京都 中央区	1,000	金融商品 取引業	—	不動産の賃 借	不動産の賃 借 (注) 3	5	長期差入保 証金	3

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 光陽ホールディングス株式会社は、当社代表取締役川路猛およびその近親者が議決権の82.0%を直接保有、13.4%を間接所有しております。
2. KOYO証券株式会社は、光陽ホールディングス株式会社の100%子会社であります。
3. 不動産の賃貸料ならびに敷金については、不動産鑑定価格及び近隣の相場等を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,983円92銭	1,995円38銭
1株当たり当期純利益	137円54銭	33円88銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	137円7銭	33円76銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	808	199
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	808	199
普通株式の期中平均株式数(株)	5,876,318	5,876,297
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	20,171	20,490
(うち新株予約権(株))	(20,171)	(20,490)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権等の概要は、「第5 経理の状況 1 連結 財務諸表等 注記事項」の (ストック・オプション等 関係)に記載のとおりで あります。	新株予約権等の概要は、「第5 経理の状況 1 連結 財務諸表等 注記事項」の (ストック・オプション等 関係)に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

(連結子会社の解散)

当社は、2023年6月15日開催の取締役会において当社の連結子会社であるインヴァストキャピタルマネジメント株式会社の解散について決議いたしました。

(1) 解散の理由

インヴァストキャピタルマネジメント株式会社の経営資源を、当社グループ内の成長性の高い事業領域に再配分する観点から、2023年4月に同社の事業を廃止（貸金業登録を廃止）し、残債権の回収等を進めてまいりましたが、これらが予定通りに進捗したため、同社を解散し、清算手続きを開始することといたしました。

(2) 解散する子会社の概要

(1) 商号	インヴァストキャピタルマネジメント株式会社
(2) 所在地	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大村 祐一郎
(4) 事業内容	貸金業
(5) 資本金	190百万円
(6) 設立年月日	2007年10月25日
(7) 大株主及び持株比率	インヴァスト株式会社 100%

(3) 解散及び清算の日程

2023年8月末を目途に清算終了となる予定です。

(4) 解散による損益への影響

当社の連結業績に与える影響は軽微です。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,889	3,500	0.39	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合 計	5,889	3,500	—	—

(注) 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	1,423	2,825	4,462	6,005
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	41	62	227	378
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	11	13	106	199
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1.93	2.28	18.07	33.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	1.93	0.35	15.79	15.80

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	485	2,003
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	※1 64	—
未収還付法人税等	42	51
その他	※1 16	※1 13
貸倒引当金	△0	△0
流動資産計	608	2,068
固定資産		
有形固定資産	45	42
建物	38	35
その他（純額）	7	6
無形固定資産	2	23
ソフトウェア	2	1
その他	—	22
投資その他の資産	10,400	8,830
関係会社株式	8,759	8,819
関係会社長期貸付金	※1 1,630	—
長期差入保証金	11	11
貸倒引当金	△0	—
固定資産計	10,448	8,897
資産合計	11,057	10,965
負債の部		
流動負債		
未払費用	36	※1 31
未払金	0	8
未払法人税等	—	3
役員賞与引当金	32	20
賞与引当金	4	2
その他	4	4
流動負債計	78	70
負債合計	78	70

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	500	500
資本剰余金		
資本準備金	500	500
その他資本剰余金	9,635	9,635
資本剰余金合計	10,135	10,135
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	335	251
利益剰余金合計	335	251
自己株式	△0	△0
株主資本合計	10,970	10,886
新株予約権	8	8
純資産合計	10,979	10,895
負債・純資産合計	11,057	10,965

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	239	331
業務受託料	333	358
その他	15	10
営業収益合計	※1 588	※1 701
営業費用		
販売費・一般管理費	491	528
営業費用合計	※1. ※2 491	※2 528
営業利益	96	173
営業外収益	0	0
営業外費用	0	3
経常利益	96	169
特別利益		
新株予約権戻入益	0	—
特別利益合計	0	—
税引前当期純利益	96	169
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等合計	1	1
当期純利益	95	168

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	500	500	9,635	10,135
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	500	500	9,635	10,135

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	457	457	—	11,092	4	11,096
当期変動額						
剰余金の配当	△217	△217		△217		△217
当期純利益	95	95		95		95
自己株式の取得			△0	△0		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）					4	4
当期変動額合計	△121	△121	△0	△121	4	△117
当期末残高	335	335	△0	10,970	8	10,979

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	500	500	9,635	10,135
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	500	500	9,635	10,135

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	335	335	△0	10,970	8	10,979
当期変動額						
剰余金の配当	△252	△252		△252		△252
当期純利益	168	168		168		168
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						
当期変動額合計	△84	△84	—	△84	—	△84
当期末残高	251	251	△0	10,886	8	10,895

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

器具および備品 4年～8年

(2) 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度の財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(子会社との会社分割)

当社は、2023年3月16日開催の取締役会において、2023年6月30日を効力発生日として、当社の子会社であるインヴァスト証券株式会社が自ら所有する資産の管理、運用に係る事業に関する権利義務を、当社が承継する会社分割を行うこととし、同社と吸収分割契約を締結することを決議いたしました。

(1) 会社分割の目的

インヴァスト証券株式会社は、同社が所有する資産について管理、運用を行っておりますが、同社の主力事業と直接的な関連性が薄れた資産を、持株会社である当社に集約することで、その管理および運用を効率化することを目的としております。

(2) 会社分割の日程

取締役会決議日：2023年3月16日

契約締結日：2023年3月16日

効力発生日：2023年6月30日（予定）

(注)本分割は、当社においては、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、当社の株主総会の決議を経ずに行います。

(3) 会社分割の方式

本会社分割は、吸収分割会社の完全親会社である当社を吸収分割承継会社とするものであり、本会社分割に際して、株式その他の金銭等の交付は行われません。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	69百万円	4百万円
長期金銭債権	1,630	—
短期金銭債務	—	1

2. 連結子会社の外国為替証拠金取引等に関連して生じる債務に関し、連帯保証を行っております。また、前事業年度は、連結子会社の当座貸越契約等に関しても連帯保証を行っております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
債務保証の極度額	12,771百万円	12,505百万円
被保証債務残高	—	—
差引額	12,771	12,505

(注) 外貨建保証債務が、前事業年度において3,671百万円(30百万米ドル)、当事業年度において4,005百万円(30百万米ドル)含まれております。外貨建保証債務は、事業年度末の為替相場により円換算しております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	588百万円	701百万円
営業費用	2	—

※2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
取引関係費	5百万円	12百万円
人件費	344	347
不動産関係費	35	33
事務関係費	80	103
減価償却費	4	5
租税公課	5	6
その他	16	18
計	491	528

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	8,759百万円	8,819百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	37百万円	79百万円
未払事業税	1	1
賞与引当金	1	0
その他	2	1
繰延税金資産小計	42	83
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△37	△79
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5	△3
評価性引当額小計	△42	△83
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△75.3	△59.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.8	4.0
住民税均等割	△1.2	△0.7
評価性引当額の増減	35.1	24.2
その他	1.2	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.2	0.7

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当社は純粋持株会社であり、当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。

経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	40	—	—	40	4	2	35
その他	9	1	—	10	3	2	6
有形固定資産計	49	1	—	51	8	4	42
無形固定資産							
ソフトウェア	3	—	—	3	1	0	1
その他	—	22	—	22	—	—	22
無形固定資産計	3	22	—	25	1	0	23

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	0	—	0	0
賞与引当金	4	2	4	2
役員賞与引当金	32	20	32	20
計	37	23	37	23

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。但し電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.inv.inc
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集する株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社に親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第2期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月28日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第2期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

2022年8月3日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

第3期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日関東財務局長に提出

第3期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月11日関東財務局長に提出

第3期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月13日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2022年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書

2022年10月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割の決定）に基づく臨時報告書

2023年3月16日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（2022年10月25日提出の臨時報告書の訂正報告書）

2023年3月22日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月28日

インヴァスト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 島 啓 太 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインヴァスト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インヴァスト株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

外国為替証拠金取引事業に関するITを利用した情報システムに対する内部統制の有効性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは外国為替証拠金取引事業を主たる業務としており、その収益は主として連結損益計算書におけるトレーディング損益に計上され、国内においてはインヴァスト証券株式会社、海外においてはInvast Financial Services Pty Ltd.において実施されている。当連結会計年度においてトレーディング損益は3,517百万円計上されているが、このうちインヴァスト証券株式会社における計上額は1,622百万円となり、営業収益の27.0%を占めている。</p> <p>外国為替証拠金取引は、顧客からの約定受注やカウンターパーティへのカバー取引の発注、各ポジションの評価替え、スワップポイントの登録、為替損益及びスワップ損益の計算等、主要なプロセスはITシステムにより処理されている。</p> <p>このため、インヴァスト証券株式会社のITシステムに何らかの障害が発生し、顧客取引及びカバー取引の処理を適切に行うことができない場合には財務報告に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上のことから、当監査法人は外国為替証拠金取引事業に関するITを利用した情報システムに対する内部統制の有効性の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、ITの専門知識を有する監査メンバーと連携して、インヴァスト証券株式会社における外国為替証拠金取引に関する取引の開始から収益計上に至るまでの業務フロー、ITを利用した情報システムにおける一連のデータフロー及び処理プロセスを理解し、ITを利用した情報システムに対する内部統制の有効性を評価した。主として実施した監査手続は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ITシステム上のプログラムやデータに対する意図しない変更や改ざんを防ぐ統制に対する整備状況の理解及び運用評価手続を実施した（外部委託先にて構築された内部統制を含む）。 約定データ、決済データを始めとする取引データの自動計算等のシステム処理の変更や改修を管理する統制に対する整備状況の理解及び運用評価手続を実施した（外部委託先にて構築された内部統制を含む）。 各フロントシステムからバックシステムへのデータ反映に関する統制を評価するため、注文履歴とバックシステムに蓄積されたデータ間の整合性を検証した。 トレーディング損益に係る決済損益等の再計算を行い、ITシステムの処理が所定の計算ロジックどおりに行われていることを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インヴァスト株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、インヴァスト株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

インヴァスト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 島 啓 太 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインヴァスト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インヴァスト株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。